

昭和二十九年政令第百七十九号

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 総則	第一節 自衛隊から除かれる機関等（第一条）
第二章 部隊	第二節 自衛隊の旗（第一条の二）
第三章 表彰（第一条の三—第五条）	第三節 海上自衛隊の部隊
第四章 機関	第四節 共同の部隊（第三十条の十六—第三十条の十九）
第五章 隊員	第五節 補職の特例及び委任規定（第三十一条—第三十二条）
第六章 委任規定（第四十九条）	第六節 地方協力本部（第四十八条—第四十八条の三）
第七章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地司令（第五十条—第五十一条の四）	第七節 教育訓練研究本部（第四十八条の四）
第八章 領隊	第八節 地方協力本部（第四十八条の五—第四十八条の六）
第九章 領隊員	第九節 补給統制本部（第四十八条の七—第四十八条の九）
第十章 領隊員	第十節 第一節 通則（第五十一条の五一第五十三条）
第十一章 領隊員	第十二節 任免、分限等（第五十三条の二—第六十四条）
第十二章 領隊員	第十三節 審査請求（第六十五条—第八十五条）
第十三章 領隊員	第十四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七条）
第十四章 領隊員	第十五節 退職管理（第八十七条の二—第八十七条の三十六）
第十五章 領隊員	第十六節 予備自衛官
第十六章 領隊員	第一款 招集（第八十八条—第九十七条）
第十七章 領隊員	第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二—第九十七条の六）
第十八章 領隊員	第三款 届出等（第九十八条—第一百二条）
第十九章 領隊員	第七節 即応予備自衛官
第二十章 領隊員	第一款 招集（第一百二条の二—第一百二条の六）
第二十一章 領隊員	第二款 即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第一百二条の七）
第二十二章 領隊員	第三款 届出等（第一百二条の八）
第二十三章 領隊員	第八節 予備自衛官
第二十四章 領隊員	第一款 招集（第一百二条の九—第一百二条の十三）
第二十五章 領隊員	第二款 届出等（第一百二条の十四）

第六章 自衛隊の行動及び権限

第一節 海上保安庁に対する指揮（第一百三条）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第一百四条—第一百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第一百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第一百九条—第一百十三条规定）

第七章 雜則（第一百十四条—第一百六十二条）

附則

第一章 総則

第一節 自衛隊から除かれる機関等

（自衛隊から除かれる機関等）

第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

第二法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、地方協力局労務管理課とする。
3 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛装備庁の合議制の機関は、防衛調達審議会とする。

第二節 表彰（自衛隊の旗）

（自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等）

第一条の二 自衛隊旗は、法第二条第二項に規定する陸上自衛隊（以下「陸上自衛隊」という。）の連隊に、自衛艦旗は、同条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」という。）の部隊の編成に加えられる自衛艦に交付するものとする。

2 自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、別表第一のとおりとする。
（表彰の種類）

第三節 表彰

（表彰を受ける機関）

第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項及び第五項において「防衛大学校等」という。）とする。

第二条 表彰

（表彰を受ける機関）

第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛

第三節 賞詞

一 賞詞

二 精勤状

2 賞詞は、特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞、第三級賞詞、第四級賞詞及び第五級賞詞とし、

功績があつた法第二条第五項に規定する隊員（以下「隊員」という。）に対して授与する。

3 特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞、第三級賞詞、第四級賞詞又は第五級賞詞を授与される隊員に対しては、それぞれその賞詞に添えて特別防衛功労章、第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章又は第五級防衛功労章（以下「防衛功労章」と総称す

る。）を授与する。

4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状及び第五級賞状とし、

防衛大学校等、法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは機

関又は防衛装備庁の施設等機関で、功績があつたものに対して授与する。

5 特別賞状又は第一級賞状を授与するときは、当該賞状を授与される防衛大学校等又は自衛隊の部隊若しくは機関に所属し、又は所属して当該賞状に係る功績に貢献したと認められる者に対し、それぞれ特別部隊功績貢献章又は第一級部隊功績貢献章（以下「部隊功績

貢献章」と総称する。）を授与する。

6 精勤章は、陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官で、勤務に精励したものに対して授与す

(表彰権者)

第三条 特別賞詞及び特別賞状は内閣総理大臣が、第一級賞詞及び第一級賞状は防衛大臣が、その他の賞詞及び賞状並びに精勤章は防衛大臣又はその委任を受けた者が授与する。

第四条 前条の規定により賞詞又は賞状を授与することができる者は、特別賞詞、第一級賞詞、第一級賞状、第二級賞詞、第三級賞詞、第四級賞詞若しくは第五級賞詞を授与された者又は特別部隊功績貢献章

若しくは第一級部隊功績貢献章を授与された者が禁錮以上の刑に処せられ、法令の規定による懲戒免職の処分を受け、又は著しい非行があつたときは、防衛功労章又は部隊功績貢献章を返納させることができる。

(委任規定)

第五条 本節に定めるもののほか、賞詞及び賞状の様式、防衛功労章、部隊功績貢献章及び精勤章の制式及び着用その他表彰に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第二章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成

(部隊の単位及び部隊の長)

第六条 陸上自衛隊の部隊の単位は、陸上総隊、方面隊、師団及び旅団並びに団、連隊、群、大隊、中隊及びこれらに準ずる隊とする。前項に規定する単位の部隊（陸上総隊、方面隊、師団及び旅団を除く。）の長は、それぞれ団長、連隊長、群長、大隊長、中隊長及び隊長とする。

団は団本部並びに防衛大臣の定める連隊若しくは群若しくはこれらに準ずる隊及び防衛大臣の定めるその他の部隊をもつて、又は団本部及び防衛大臣の定める大隊その他の部隊をもつて、連隊は連隊本部及び防衛大臣の定める大隊その他の部隊をもつて、又は連隊本部及び防衛大臣の定める中隊その他の部隊をもつて、群は群本部及び防衛大臣の定める大隊その他の部隊をもつて、又は群本部及び大隊以外の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、連隊については、防衛大臣は、必要があると認めるときは、連隊本部及び大隊その他の部隊をもつて編成される連隊にあつては連隊本部及び大隊以外の部隊を、連隊本部及び中隊その他の部隊をもつて編成される連隊にあつては連隊本部及び中隊以外の部隊を、それぞれ編成に加えないことができる。

(陸上総隊)

第六条の二 陸上総隊は、陸上総隊司令部及び空挺團一、水陸機動團一、ヘリコプター團一、システム通信團一、中央即応連隊一、特殊作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は陸上総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えることができる。

(陸上総隊司令官)

第六条の三 陸上総隊司令官は、陸将をもつて充てる。
(陸上総隊司令部)

第六条の四 陸上総隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将をもつて充てる。

(陸上総隊司令官)

第六条の五 陸上総隊司令部に、所要の部及び課を置く。

(方面隊)

第七条 方面隊は、方面総監部並びに次の各号のいづれかに掲げる部隊及び特科団又は特科連隊

一、高射特科団又は高射特科群一、施設団一、混成団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これ又は方面総監部、師団及び旅団以外の部隊の一部を編成に加えることができる。

(師団二及び旅団二)

二、師団二及び旅団一
二、師団二及び旅団一

三 師団二
四 師団一及び旅団一

(方面総監部)

第八条 方面総監部の事務は、方面総監が掌理するものとする。

第九条 方面総監部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将補をもつて充てる。

あると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

2 幕僚長は、方面総監を補佐し、方面総監部の部内の事務を整理する。

3 方面総監部に、所要の部及び課を置く。

(師団)

第十条 师団は、師団司令部並びに次の各号のいづれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

1 即応機動連隊一、普通科連隊二、戦車連隊一及び高射特科大隊一

2 即応機動連隊一、普通科連隊二及び高射特科大隊一

3 普通科連隊三、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一

4 普通科連隊一、戦車連隊三、特科連隊一及び高射特科連隊一

(師団長)

第十二条 师団司令部に、副師団長一人を置く。副師団長は、陸将補をもつて充てる。

(師団司令部)

第十三条 师団司令部に、副師団長一人を置く。副師団長は、師団の隊務につき師団長を助け、師団長に事故があるとき、又は師団長が欠けたときは、師団長の職務を行なう。

(師団司令部)

第十四条 师団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等陸佐をもつて充てる。

(師団司令部)

第十五条 师団司令部に、所要の部及び課を置く。

(旅団)

第十六条 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいづれかに掲げる部隊及び後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

1 即応機動連隊一、普通科連隊二及び特科隊一

2 即応機動連隊一及び普通科連隊一

3 普通科連隊三及び偵察戦闘大隊一

4 普通科連隊一及び高射特科連隊一

(旅団長)

第十七条 旅団長は、陸将補をもつて充てる。

(旅団司令部)

第十八条 旅団司令部の事務は、旅団長が掌理するものとする。

1 副旅団長は、旅団の隊務につき旅団長を助け、旅団長に事故があるとき、又は旅団長が欠けたときは、旅団長の職務を行う。

2 旅団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等陸佐をもつて充てる。

(旅団司令部)

第十九条 旅団司令部に、所要の部及び課を置く。

(旅団)

5 4 幕僚長は、旅団長を補佐し、旅団司令部の部内の事務を整理する。
5 旅団司令部に、所要の部及び課を置く。

(委任規定)

第十三条 本款に定めるものほか、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

第二款 警備区域

(警備区域)

第十四条 陸上自衛隊の方面隊の警備区域は、当該方面隊が警備実施計画の作成、警備地誌の調査及び作成若しくは警備情報の収集又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項を担当すべき区域とし、その名称、責任者及び区域は、別表第一のとおりとする。

第二節 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成

(防衛大臣直轄部隊)

第十五条 海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、通信隊群その他防衛大臣の定める部隊とする。

(自衛艦隊)

第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、掃海隊群一、艦隊情報群一、海洋業務・対潜支援群一、開発隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えることができる。

(自衛艦隊司令官)

第十六条 自衛艦隊司令官は、海将をもつて充てる。

2 自衛艦隊司令部の事務は、自衛艦隊司令官が掌理するものとする。

(自衛艦隊司令部)

第十六条の二 自衛艦隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

(護衛艦隊)

第十六条の三 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛艦隊群四及び海上訓練指導隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(護衛艦隊司令官)

第十六条の四 護衛艦隊司令官は、海将をもつて充てる。

2 護衛艦隊司令部の事務は、護衛艦隊司令官が掌理するものとする。

(護衛艦隊司令部)

第十六条の五 護衛艦隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2 幕僚長は、護衛艦隊司令官を補佐し、護衛艦隊司令部の部内の事務を整理する。

(航空集団)

第十六条の六 航空集団は、航空集団司令部及び航空群七その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、航空集団司令部以外の部隊の数を減らすことができる。

(航空集団司令官)

第十六条の七 航空集団司令官は、海将をもつて充てる。

2 航空集団司令部の事務は、航空集団司令官が掌理するものとする。

(航空集団司令部)

第十六条の八 航空集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2 幕僚長は、航空集団司令官を補佐し、航空集団司令部の部内の事務を整理する。

(潜水艦隊)

第十六条の九 潜水艦隊は、潜水艦隊司令部及び潜水艦隊群二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、潜水艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(潜水艦隊司令官)

第十六条の十 潜水艦隊司令官は、海将をもつて充てる。

2 潜水艦隊司令部の事務は、潜水艦隊司令官が掌理するものとする。

(潜水艦隊司令部)

第十六条の十一 潜水艦隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2 幕僚長は、潜水艦隊司令官を補佐し、潜水艦隊司令部の部内の事務を整理する。

(掃海隊群)

第十六条の十二 掃海隊群は、掃海隊群司令部及び三以上の掃海隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(掃海隊群司令)

第十六条の十三 掃海隊群の長は、掃海隊群司令とする。

2 掃海隊群司令は、海将補をもつて充てる。

(掃海隊群司令部)

第十六条の十四 掃海隊群司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等海佐をもつて充てる。

2 幕僚長は、掃海隊群司令を補佐し、掃海隊群司令部の部内の事務を整理する。

(護衛隊群)

第十七条 護衛隊群は、護衛隊群司令部及び護衛隊二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(護衛隊群司令)

第十八条の二 護衛隊群の長は、護衛隊群司令とする。

2 護衛隊群司令は、海将補をもつて充てる。

(護衛隊群)

第十八条の三 海上訓練指導隊群の長は、海上訓練指導隊群司令とする。

2 海上訓練指導隊群司令は、一等海佐をもつて充てる。

(海上訓練指導隊群)

第十八条の四 海上訓練指導隊群司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2 幕僚長は、海上訓練指導隊群司令官を補佐し、海上訓練指導隊群司令部の部内の事務を整理する。

(海上訓練指導隊群司令)

第十八条の五 海上訓練指導隊群の長は、海上訓練指導隊群司令とする。

2 海上訓練指導隊群司令は、海将補をもつて充てる。

(航空群)

第十八条の六 航空群は、航空群司令部及び航空隊一、三又は四、整備補給隊一、航空基地隊一又は二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(航空群司令)

第十八条の七 航空群の長は、航空群司令とする。

2 航空群司令は、海将補をもつて充てる。

(航空群)

第十八条の八 潜水隊群は、潜水隊群司令部及び潜水隊二又は三、潜水艦基地隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、潜水隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(潜水隊群司令)

第十八条の九 潜水隊群の長は、潜水隊群司令とする。

2	潜水隊群司令は、一等海佐をもつて充てる。 (艦隊情報群)
第十八条の八	艦隊情報群は、艦隊情報群司令部及び情報隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。 2 艦隊情報群司令は、一等海佐をもつて充てる。
第十八条の九	艦隊情報群の長は、艦隊情報群司令とする。 2 (海洋業務・対潜支援群) (海洋業務・対潜支援群司令)
第十八条の十	海洋業務・対潜支援群は、海洋業務・対潜支援群司令部及び対潜資料隊、対潜評価隊その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。
第十八条の十一	海洋業務・対潜支援群の長は、海洋業務・対潜支援群司令とする。 2 海洋業務・対潜支援群司令は、海将補をもつて充てる。
第十八条の十二	開発隊群は、開発隊群司令部及び開発隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。 (開発隊群)
第十九条	開発隊群の長は、開発隊群司令とする。 2 開発隊群司令は、海将補をもつて充てる。 (地方総監)
第二十条	地方総監は、海将をもつて充てる。 2 地方総監部の事務は、地方総監が掌理するものとする。 (地方総監)
第二十一条	地方総監部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。 2 幕僚長は、地方総監を補佐し、地方総監部の部内の事務を整理する。 3 地方総監部に、所要の部、課及び室を置く。 4 前三項に定めるもののほか、地方総監部の内部組織は、防衛省令で定める。 (地方隊の部隊)
第二十二条	基地隊及びその属する地方隊の名称並びに基地隊本部の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。 (教育航空集團)
第二十二条の二	教育航空集團は、教育航空集團司令部及び教育航空群三その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は教育航空集團司令部以外の部隊を編成に加え、又は教育航空集團司令部以外の部隊の数を増減することができる。 (教育航空集團司令官)
第二十二条の三	教育航空集團司令官は、海将をもつて充てる。 2 教育航空集團司令部の事務は、教育航空集團司令官が掌理するものとする。
第二十二条の四	教育航空集團司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等海佐をもつて充てる。 (教育航空集團司令部)
第二十二条の五	教育航空集團司令官を補佐し、教育航空集團司令部の部内の事務を整理する。 (教育航空群)
第二十二条の五	教育航空群は、教育航空群司令部及び教育航空隊一又は二、整備補給隊一、航空基地隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、航空基地隊を編成する。
2	幕僚長は、教育航空集團司令官を補佐し、教育航空集團司令部の部内の事務を整理する。
第二十三条	練習艦隊の長は、教育航空群司令とする。 2 教育航空群司令は、一等海佐をもつて充てる。 (練習艦隊)
第二十四条	練習艦隊司令官は、海将補をもつて充てる。 2 練習艦隊司令部及び通信隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。 (通信隊群)
第二十五条	練習艦隊司令官が掌理するものとする。 2 通信隊群司令官は、一等海佐をもつて充てる。
第二十六条	海上自衛隊の自衛艦その他防衛大臣の定める船舶は、防衛大臣の定めるところにより、いずれかの地方總監部に籍を置くものとする。 (船舶の籍等)
第二十七条	海上自衛隊の地方隊の警備区域は、当該地方隊が警備実施計画の作成、警備地誌の調査及び作成若しくは警備情報の収集又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項を担当すべき区域とし、その名称、責任部隊及び区域は、別表第四のとおりとする。 (警備区域)
第二十八条	法第二条第四項に規定する航空自衛隊（以下「航空自衛隊」という。）の防衛大臣直轄部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団その他防衛大臣の定める部隊とする。 (防衛大臣直轄部隊)
第二十八条の二	航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊四、警戒航空団一、航空救難団一、航空戦術教導団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空総隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。 (航空総隊司令官)
第二十八条の三	航空総隊司令官は、空将をもつて充てる。 (航空総隊司令官)
第二十八条の四	航空総隊司令部に、航空総隊副司令官一人を置く。航空総隊副司令官は、空将をもつて充てる。 (航空総隊司令部)
第二十八条の四	航空総隊司令官は、航空総隊の隊務につき航空総隊司令官を助け、航空総隊司令官に事故があるとき、又は航空総隊司令官が欠けたときは、航空総隊司令官の職務を行う。 2 航空総隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。 3 航空総隊司令部に、幕僚長は、航空総隊司令官を補佐し、航空総隊司令部の部内の事務を整理する。

(航空支援集団)

第二十八条の五 航空支援集団は、航空支援集団司令部及び輸送航空隊三、航空保安管制群一、航空気象群一その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空支援集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空支援集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空支援集団司令官)

第二十八条の六 航空支援集団司令官は、空将をもつて充てる。

(航空支援集団司令官)

第二十八条の七 航空支援集団司令部の事務は、航空支援集団司令官が掌理するものとする。

(航空支援集団司令官)

第二十八条の八 航空支援集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等空佐をもつて充てる。

2 航空支援集団司令部に、航空支援集団副司令官一人を置く。航空支援集団副司令官は、空将補をもつて充てる。

3 航空支援集団副司令官は、航空支援集団司令部及び輸送航空隊司令部、航空保安管制群一、航空気象群一その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空支援集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空支援集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

4 航空支援集団副司令官は、航空支援集団司令部に、所要の部及び課を置く。

5 航空支援集団副司令官は、航空支援集団司令部に、所要の部及び課を置く。

第二十八条の九 航空教育集団は、航空教育集団司令部及び航空団二、飛行教育団三、航空教育隊

1 その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるとときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空教育集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空教育集団司令部に、所要の部及び課を置く。

2 航空教育集団司令部の事務は、航空教育集団司令官が掌理するものとする。

3 航空教育集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

4 航空教育集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

5 航空教育集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

第二十八条の十 航空教育集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

2 航空教育集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

3 航空教育集団司令部に、所要の部及び課を置く。

4 航空教育集団司令部に、所要の部及び課を置く。

5 航空教育集団司令部に、所要の部及び課を置く。

第二十八条の十一 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団一、電子開

1 発実験群一、航空医学実験隊一その他の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は警戒航空團司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは警戒航空團司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

2 航空開発実験集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

3 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

4 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

5 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

第二十八条の十二 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

2 航空開発実験集団司令部の事務は、航空開発実験集団司令官が掌理するものとする。

3 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

4 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

5 航空開発実験集団司令官は、空将をもつて充てる。

第二十八条の十三 航空開発実験集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、空将補をもつて充てる。

2 航空開発実験集団司令官は、空将補をもつて充てる。

3 航空開発実験集団司令部に、所要の部及び課を置く。

これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空方面隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空方面隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空方面隊司令官)

第二十八条の十五 航空方面隊司令官は、空将をもつて充てる。

(航空方面隊司令官)

第二十八条の十六 航空方面隊司令部の事務は、航空方面隊司令官が掌理するものとする。

(航空方面隊司令官)

第二十八条の十七 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の十八 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の十九 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十一 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十二 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十三 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十四 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十五 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十六 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十七 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十八 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の二十九 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十一 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十二 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十三 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十四 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十五 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十六 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

第二十八条の三十七 航空方面隊副司令官は、空将補をもつて充てる。

(航空方面隊副司令官)

本病院	自衛隊熊本	岡病院	自衛隊福岡	病院	自衛隊呉	神病院	自衛隊阪	士病院	自衛隊富士	須賀病院	自衛隊横須賀	間病院	自衛隊入賀市	台病院	自衛隊仙台	3	自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院	第44条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院を置く。	2	支処又は出張所の名称及び位置は、官報で告示する。 (支処長又は出張所長)	2	副処長は、処長を助け、処務を整理する。 副処長は、処長に事故があるとき、又は処長が欠けたときは、処長の職務を行ふ。
市熊本	市春日	市吳市	市川西	町山	小東郡	県駿河	静岡	市駿河	市入間	市仙台	市世田谷区	市東京都	市札幌	市札幌	市仙台	3	自衛隊中央病院の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。	2	自衛隊中央病院の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。	2	支処長又は出張所長は、処長の指揮監督を受け、それぞれ処務又は所務を掌理する。 防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。	3	支処長は、処長を助け、処務を整理する。 支処長は、処長に事故があるとき、又は処長が欠けたときは、処長の職務を行ふ。

自衛隊岡山地方協力本部	岡山市	岡山県
自衛隊広島地方協力本部	広島市	広島県
自衛隊山口地方協力本部	山口市	山口県
自衛隊徳島地方協力本部	徳島市	徳島県
自衛隊香川地方協力本部	高松市	香川県
自衛隊愛媛地方協力本部	松山市	愛媛県
自衛隊高知地方協力本部	高知市	高知県
自衛隊福岡地方協力本部	福岡市	福岡県
自衛隊佐賀地方協力本部	佐賀市	佐賀県
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市	長崎県
自衛隊熊本地方協力本部	熊本市	熊本県
自衛隊大分地方協力本部	大分市	大分県
自衛隊宮崎地方協力本部	宮崎市	宮崎県
自衛隊鹿児島地方協力本部	鹿児島市	鹿児島県
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市	沖縄県

(出張所)

第四十八条の二 防衛大臣は、自衛隊地方協力本部の部務の一部を分掌させるため、出張所を置くことができる。

2 出張所の名称及び位置は、官報で告示する。

(出張所長)

第四十八条の三 出張所に、出張所長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。

2 出張所長は、地方協力本部長の指揮監督を受け、出張所の所務を掌理する。

第五節 教育訓練研究本部
(教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の四 教育訓練研究本部
(教育訓練研究本部の名称、位置及び所掌事務)

名称
陸上自衛隊
練習研究本部

位置
東京都
都目
黒区

(補給統制本部の名称、位置及び所掌事務)
一 陸上自衛隊における法第二十五条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務を行うこと。

二 陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。

三 陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

第四十八条の五 捕給統制本部
(補給統制本部の名称、位置及び所掌事務)

名称
陸上自衛隊補
給統制本部

位置
東京都
北区

(補給統制本部の名称、位置及び所掌事務)
一 陸上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。

第四十八条の六 (副本部長)
補給統制本部に、副本部長一人を置く。副本部長は、自衛官をもつて充てる。

2 副本部長は、補給統制本部長を助け、部務を整理する。

3 副本部長は、補給統制本部長に事故があるとき、又は補給統制本部長が欠けたときは、補給統制本部長の職務を行う。

第七節 捕給本部
(海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の七 海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称 (航空自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)	位置 北区	所掌事務 海上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊の補給処の管理並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。
航空自衛隊補 給本部	東京都北 区	航空自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに航空自衛隊の補給処の管理を行うこと。
航空自衛隊補 給本部	東京都北 区	航空自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに航空自衛隊の補給処の管理を行うこと。
航空自衛隊補 給本部	東京都北 区	航空自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに航空自衛隊の補給処の管理を行うこと。

第四十九条

第四十八条の九 本章に定めるもののほか、機関の内部組織その他機関に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令

第八節 委任規定

(委任規定)

第五十条 陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設(地方協力本部のみが所在する施設を除く。以下本項中同じ。)を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、最寄りの駐屯地の一部となるものとする。

第五十一条の二 航空自衛隊の部隊又は機関が所在する施設を基地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、もよりの基地の一部となるものとする。

第五十一条の二 (基地司令) 駐屯地司令は、防衛大臣の定めるところにより、駐屯地の警備及び管理、駐屯地における隊員の規律の統一その他の防衛大臣の定める職務を行う。

第五十一条の二 (基地) 駐屯地(三月以内の期間を限つて所在するものを除く。)の名称及び位置は、別表第七のとおりとする。

第五十二条 駐屯地

第五十二条 (基地司令) 駐屯地ごとに、駐屯地司令を置く。

第五十二条 (基地) 駐屯地司令は、防衛大臣の定めるところにより、駐屯地の警備及び管理、駐屯地における隊員の規律の統一その他の防衛大臣の定める職務を行う。

第五十二条 (基地) 航空自衛隊の部隊又は機関が所在する施設を基地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、もよりの基地の一部となるものとする。

第五十二条 (基地) 基地(三月以内の期間を限つて所在するものを除く。)の名称及び位置は、別表第八のとおりとする。

第五十三条 駐屯地

第五十三条 (基地司令) 基地ごとに、基地司令を置く。

第五十三条 (基地司令等の職務の特例) 基地司令は、防衛大臣の定めるところにより、基地の警備及び管理、基地における隊員の規律の統一その他の職務を行ふ。

第五十四条 (基地司令等の職務の特例) 基地司令は、駐屯地と基地とが同一の場所に所在し、又は近接して所在している場合には、第五十一条第二項の規定により駐屯地司令が行うべきこととされている職務の一部を基地司令に行わせ、又は前条第二項の規定により基地司令が行うべきこととされている職務の一

部を駐屯地司令に行わせることができる。

第五章 員員 第一節 通則

(事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職)
第五十一条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 政策立案総括審議官

二 衛生監

三 施設監

四 報道官

五 公文書監理官

六 サイバーセキュリティ・情報化審議官

七 防衛省本省の審議官

八 防衛技監

九 装備官

十 防衛装備庁の審議官

(課長の官職に準ずる官職)

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 米軍再編調整官

二 防衛省本省の参事官

三 訟務管理官

四 施設整備官

五 提供施設設計画官

六 施設技術管理官

七 服務管理官

八 衛生官

九 防衛装備庁の参事官

十 プロジェクト管理総括官

十一 革新技術戦略官

十二 調達総括官

十三 総務官

十四 人事官

十五 会計官

十六 監察監査・評価官

十七 装備開発官

十八 艦船設計官

十九 事業計画官

二十 事業監理官

二十一 装備技術官

二十二 技術計画官

二十三 技術振興官

二十四 技術連携推進官

二十五 原価管理官

二十六 需品調達官

二十七 武器調達官

二十八 電子音響調達官

二十九 艦船調達官

三十 航空機調達官

三十一 輸入調達官

三十二 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

(採用等の協議の対象となる退職)

第五十二条の七 法第三十二条の四第一項に規定する政令で定める退職は、幹部隊員(法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員をいう。以下同じ。)からの申出による退職とする。

第五十二条の八 法第三十二条の五第一項の規定による定期的な報告は、内閣総理大臣が定める事項について、毎年一回行うものとする。

第五十二条の九 法第三十二条の六第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、書面をもつて行うものとする。

第五十二条の十 法第三十二条の六第一項に規定する政令で定める隊員は、幹部隊員、管理隊員(法第三十条の二第一項第七号に規定する管理隊員をいう。第三号において同じ。)及び課程対象者(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。第三号において同じ。)である隊員以外の隊員であつて、次に掲げるものとする。

一 幹部隊員の任用等に関する政令(平成二十六年政令第百九十一号)第十条第二項第一号に掲げる職員が占める官職に準じて防衛大臣が定める官職を占める隊員

二 前号に掲げる隊員のほか、国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿に記載されている隊員

三 前二号に掲げる隊員のほか、幹部職(法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。)又は管理職に任用されたことがある隊員、課程対象者として選定されたことがある隊員

その他幹部隊員、管理隊員又は課程対象者である隊員に準ずる隊員として防衛大臣が定めるもの

四 内閣総理大臣は、法第三十二条の六第一項の規定により提出された情報を取り扱う者を指定する

こととともに、その他の者が当該情報を閲覧ができないようにするために必要な措置を講じなければならない。

(委任規定)

第五十二条の十一 第五十一条の五から前条までに定めるもののほか、幹部隊員の任用等に係る特例

に関し必要な事項は、防衛省令で定める。(非常勤隊員の特例)

第五十二条の十二 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十二条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員以外の非常勤の隊員(次条において「非常勤隊員」という。)は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(第五十四条の二第一号、第五十九条の十八第一項及び第六十条の二において「行政執行法人」という。)の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。

第五十三条 法第四十一条、第五十三条及び第五十四条第一項の規定は、非常勤隊員については、適用しない。

2 法第四十条、第四十二条から第四十四条まで及び第四十九条の規定は、非常勤隊員で六月以内の期間を定めて任用されるものについては、適用しない。

3 法第六十二条及び第六十三条の規定の非常勤隊員に対する適用については、法第六十二条第二項中「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合」

とあるのは「防衛大臣又はその委任を受けた者に届け出た場合」と、法第六十三条中「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。」とあるのは「防衛大臣に届け出なければならない。」とする。

第二節 任免・分限等

(法第三十六条の二第二項第三号の政令で定める場合)

第五十三条の二 法第三十六条の二第二項第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該専門的な知識経験を有する自衛官以外の隊員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる自衛官以外の隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該業務が公務外における最新の実務の経験を通じて得られる専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期付隊員の任期の更新)

第五十三条の三 任命権者は、法第三十六条の四第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(任期付研究員として採用することができない官職)

第五十三条の四 法第三十六条の六第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛省の機関の長の官職

二 自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の長の官職

三 前二号に規定する機関又は部隊等の長を助け、これらの機関又は部隊等の業務を整理することを職務とする官職

四 防衛省の機関に置かれる支所その他これに準ずる組織の長の官職

(任期付研究員の任期の更新)

第五十三条の五 任命権者は、法第三十六条の八第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(任期付研究員の異動の制限)

第五十三条の六 任命権者は、法第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用された隊員（以下この条において「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている官職におけるものと同一の研究業務を行うことを職務とする官職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして防衛大臣が定める場合に限り、異動させることができること（退職を承認する特別の事由）

(法第四十条に規定する特別の事由)は、当該隊員が退職しなければ配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと認められるやむを得ない事由がある旨の市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律二十七号）二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長、第八十八条第一項（第一百二条の二において準用する場合を含む。）及び第八十九条第一項（第一百二条の三において準用する場合を含む。）において同じ。）の証明があつたときとする。

(条件付採用としない者)
第五十四条の二 法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 かつて隊員として正式に採用されていた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）

二 法第四十一条の二第一項に規定する年齢六十年以上退職者であつて、引き続いて同項の規定により採用されるもの

(定年前再任用希望者に明示すべき事項及び定年前再任用希望者の同意)

第五十四条の三 任命権者は、定年前再任用（法第四十一条の二第一項の規定により採用することをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つて当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

一 定年前再任用を行う官職に係る職務内容
 二 定年前再任用を行う日
 三 定年前再任用に係る勤務地
 四 定年前再任用をされた場合の給与

五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第五十四条の四 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。第五十九条の五第一号、第五十九条の九及び第五十九条の二十一において同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力

（幹部隊員の降任に関する特例に係る要件等）

第五十五条 法第四十二条の二に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる学術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合（国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合を除く。）

二 水難、火災その他の災害又は法第六章に規定する行動に際して所在不明となつた場合

三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした隊員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十二条第一項の規定により

号の規定による配偶者同行休業をした隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした隊員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十二条第一項の規定により

（休職の効果）

第五十七条 法第四十三条第一号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、前条第一号又は第二号の事由による休職の期間は、必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内におい

て、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合においては、休職した日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第一号の事由による休職の期間が引き続き三年に達する際防衛大臣の定める特別の事由があるときは、任命権者は、一年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が二年に満たない場合においては、その期間の初日から起算して二年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

3 前条第三号の事由による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。

第五十九条 任命権者は、休職者（第五十六条第三号の事由による休職者を除く。以下この条において同じ。）について休職の事由が消滅した場合において定員に欠員が生ずるときは、定員に欠員が生ずるまでの間、その者を復職させないことができる。この場合において、休職者を復職させない期間は、前条第一項又は第二項の規定による休職の期間に算入しないものとする。

第五十九条 休職者は、休職にされたときに占めていた官職又は休職期間中に異動した官職を保有する。

2 前項の規定は、当該官職を他の隊員をもつて補充することを妨げるものではない。

（管理監督職に含まれる官職）
第五十九条の二 法第四十四条の二第一項に規定する防衛省職員給与法第十二条の三第一項に規定する官職に準ずる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条、次条及び第八十七条の二十四において「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける隊員でその職務の級が七級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定めるもの

二 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が五級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定めるもの

三 前二号に掲げる官職のほか、これらに相当する官職（管理監督職から除かれる官職）

第五十九条の三 法第四十四条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 第四十四条に規定する病院又は防衛医学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師が占める官職

二 防衛医学校又は防衛医学校の学長その他の教官（助教である者を除く。）である者が占める官職

三 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が三級であるものが占める官職

四 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時に置かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

五 前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第四十四条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として防衛大臣が定める官職（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職）

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛事務次官
二 防衛審議官
三 防衛監察監
四 防衛装備庁長官
五 防衛技監
(他の官職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第五十九条の五 任命権者は、法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第三十一条第三項の規定に違反してはならないほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく從前の勤務実績に基づき、降任又は転任（俸給月額の引下げを伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力（法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。第五十九条の八において同じ。）及び当該降任等をしようとする官職についての適性を有すると認められる官職に降任等をすること。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、法第四十四条の二第一項に規定する他の官職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等をすること。

三 当該隊員の他の官職への降任等をする際に、当該隊員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める隊員（以下この号において「上位職隊員」という。）の他の官職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職隊員の降任等をした官職が属する職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する官職に降任等をすること。（法第四十四条の五第一項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の六 法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の他の官職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の他の官職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。（特定管理監督職群に属する管理監督職）

第五十九条の七 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一 陸上自衛隊の部隊又は機関に置かれる官職のうち、自衛隊の施設の維持及び管理に関する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるもの

二 前号に掲げる官職のほか、これに準ずる官職であつて防衛大臣が定めるもの

（法第四十四条の五第三項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の八 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する特定管理監督職群（次条において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる隊員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢（法第四十四条の二第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢をいう。）に達した隊員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める隊員の他の官職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。（法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長等を行うに当たつての留意事項）

第五十九条の九 任命権者は、法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長又是同条第三項の規定による他の管理監督職への降任若しくは転任を行うときは、人事評価、人事の計画その他の事情を考慮した上で、特定管理監督職群に属する管理監督職を占める隊員のうちその管理監督職に最も適任と認められるものについて行うものとする。（異動期間の延長等に係る隊員の同意）

第五十九条の十 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長を行う場合及び同条第三項の規定による他の管理監督職への降任又は転任を行う場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の末日の繰上げ)

第五十九条の十一 任命権者は、法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に同条第四項の規定により当該異動期間を更に延長するときは、当該異動期間の末日を繰り上げるものとする。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第五十九条の十二 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に同条第四項の規定により当該異動期間を更に延長する他の官職への降任等をするものとする。

(異動期間の延長に係る任命権者)

第五十九条の十三 法第四十四条の五第一項から第四項までに規定する任命権者には、隊員(自衛官を除く。次条及び第五十九条の十八から第五十九条の二十までにおいて同じ。)が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の十四 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は第五十九条の十一の規定によりその異動期間の末日を繰り上げ、若しくは第五十九条の十二の規定により他の官職への降任等をする場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。

(勤務延長をすることができる事由)

第五十九条の十五 法第四十四条の七第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。
2 法第四十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務遂行に重大な障害が生ずることとする。

(勤務延長に係る隊員の同意)

第五十九条の十六 任命権者は、勤務延長(法第四十四条の七第一項の規定により隊員を引き続いでは、当該隊員の同意を得て、当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする。

第五十九条の十七 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合には、当該隊員の同意を得て、当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする。

第五十九条の十八 任命権者は、採用しようとする官職に係る定年に達している者を、当該官職に採用することができない。ただし、かつて隊員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職(防衛大臣が定めるものに限る。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職(防衛大臣が定めるものに限る。)に就き、引き続きこれらとの職に就いているもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該官職に係る定年退職日(法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。)以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、隊員の他の官職への昇任、降任又は転任が当該他の官職に係る定年退職日後となる場合は、当該昇任、降任又は転任を行うことができない。ただし、勤務延長隊員(法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している隊員をいう。)を、法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により、勤務延長に係る官職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする官職に防衛大臣(防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員を除く。)にあつては、防衛装備庁長官)の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(勤務延長に係る任命権者)

第五十九条の十九 法第四十四条の七第一項又は第二項に規定する任命権者には、隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の二十 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げる場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。

(勤務延長に係る任命権者)

第五十九条の二十一 法第四十五条の二第二項に規定する任期の更新は、同条第一項の規定により採用された自衛官の当該更新直前の任期における人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績並びに身体及び体力の検査の結果が良好である場合に行うことができるものとする。

(自衛官の定年)

第六十条 法第四十五条第二項に規定する自衛官の定年は、別表第九のとおりとする。
(国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第五十九条の二十二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、行政執行法人以外の独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第七百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)及び別表第十に掲げる法人とする。

(休学の期間及び効果)

第六十一条 法第四十八条第二項第一号の規定による休学の期間は、休養を要する程度に応じ、一年を超えない範囲内において、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は陸上自衛隊高等工科学校の校長(以下「学校長等」という。)が定める。この休学の期間が一年に満たない場合においては、休学にした日から引き続き一年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 法第四十八条第二項第一号の規定による休学の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。
3 休学者は、学生(法第三十三条に規定する学生をいう。第百二十条の三第一項を除き、以下同じ。)又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒(法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。)が定める。次条第二項及び第八十七条の三十五第一項において「生徒」という。)としての身分を保有するが、学業に就くことができない。
4 学校長等は、休学者について休学の事由が消滅したときは、速やかに、その者を復学させなければならない。

(停学の期間及び効果)

第六十二条 法第四十八条第三項の規定による停学の期間は、一月を超えない範囲内において、学校長等が定める。

2 停学者は、学生又は生徒としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

(条件附採用期間中の隊員等の分限)

第六十三条 任命権者は、条件附採用期間中の隊員又は臨時的に任用された隊員が法第四十二条第四号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良、心身の故障その他の事由によりその官職

に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合若しくは臨時的に任用しておく必要がな
くなつた場合には、これらの隊員をいつでも降任させ、又は免職することができる。

(委任規定)

第六十四条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒の手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第三節 審査請求

(審査請求の方式)

第六十五条 法第四十九条第一項に規定する審査請求は、書面を提出してしなければならない。

審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

審査請求書には、履歴書二通を添付するものとする。

審査請求書は、当該処分を行なつた者（以下「処分者」という。）を経由して提出することもできる。この場合においては、処分者に審査請求書が提出された時に、審査請求があつたものとみなす。

(審査請求書の記載事項)

第六十五条の二 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 本人の氏名、生年月日及び住所並びに現に隊員である場合には、その所属、官職及び勤務場所

二 処分を受けた当時の本人の所属、官職及び勤務場所

三 処分者の官職及び氏名

四 審査請求に係る処分

五 審査請求の通知を受けた年月日

六 審査請求の趣旨及び理由

（当事者）
人と処分者とを当事者とする。

第六十六条 審査請求に係る事案については、第七十六条第二項に規定する場合を除き、審査請求

人と処分者とを当事者とする。

又はそれに相当する官職にある者を、その官職又はそれに相当する官職が廃止された場合にはそ
れに代ると認められる地位にある者又は防衛大臣が指定する者を、それぞれ処分者とみなす。

（防衛大臣の付議する審議会等）

第六十七条 法第四十九条第三項に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とす
る。

第六十八条 削除 (委員の除斥事由)

第六十九条 防衛人事審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する
場合には、その事案につき職務の執行から除斥される。

一 その事案の当事者であつた場合又は職務上その事案に係る処分に関与した場合

二 当事者の一方の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である場合又はこれら
の者であつた場合

三 その事案について、参考人として関与した場合

(審理の方式)

第七十条 事案の審理は、防衛人事審議会の決定に従い、口頭審理又は書面審理により行う。

二 口頭審理を行う旨の決定をした場合には、防衛人事審議会は、審理の期日の十五日前までに書
面をもつてその日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

三 口頭審理は、公開して行うものとする。ただし、防衛人事審議会において審理の内容が秘密を
要するものであると認めた場合には、決定をもつて公開しないで行うことができる。

四 書面審理を行う旨の決定をした場合においても、審査請求人の申立てがあつたときは、防衛人
事審議会は、申立て人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。この場合には、申立て
人は、防衛人事審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

第七十一条 審査請求人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

二 処分者は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

三 前二項の場合において、防衛人事審議会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を
提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第七十一条及び第七十二条 削除 (代理人)

審査請求人は、事案の審理に關し必要があるときは、防衛人事審議会の承認を得て、
代理人を選任することができる。

代理人は、審査請求人のために、事案の審理に關し必要な行為をすることができる。ただし、
審査請求を取り下げることはできない。

代理人の資格は、書面で證明しなければならない。

代理人がその資格を失つたときは、審査請求人は、書面でその旨を防衛人事審議会に届け出な
ければならない。

第七十二条 審査請求人は、書面でその旨を防衛人事審議会に届け出な
ければならない。

第七十三条 審査請求人は、事案の審理に關し必要があるときは、防衛人事審議会の承認を得て、
代理人を選任することができる。

代理人は、審査請求人のために、事案の審理に關し必要な行為をすることができる。ただし、
審査請求を取り下げることはできない。

代理人の資格は、書面で證明しなければならない。

代理人がその資格を失つたときは、審査請求人は、書面でその旨を防衛人事審議会に届け出な
ければならない。

第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求が防衛大臣から付議された場合には、速やかに、審査請
求書の記載事項、提出の時期、審査請求人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請
求が不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命
めざすことができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(審理手続の計画的進行)

第七十四条の二 当事者及び防衛人事審議会は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理にお
いて、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならぬ。

(弁明書の提出)

第七十四条の三 審査請求が適法であるときは、防衛人事審議会は、審査請求書の副本を処分者に
送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとする。

弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。

（弁明書の提出）

第七十四条の四 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出
することができる。この場合において、防衛人事審議会が反論書を提出すべき相当の期間を定め
たときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(反論書の提出)

第七十五条 事案の審理は、防衛人事審議会の決定に従い、口頭審理又は書面審理により行う。

二 口頭審理を行う旨の決定をした場合には、防衛人事審議会は、審理の期日の十五日前までに書
面をもつてその日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

三 口頭審理は、公開して行うものとする。ただし、防衛人事審議会において審理の内容が秘密を
要するものであると認めた場合には、決定をもつて公開しないで行うことができる。

四 書面審理を行う旨の決定をした場合においても、審査請求人の申立てがあつたときは、防衛人
事審議会は、申立て人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。この場合には、申立て
人は、防衛人事審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

第七十五条の二 審査請求人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

二 処分者は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

三 前二項の場合において、防衛人事審議会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を
提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、その提出された物件を留め置くことができる。
 (参考人の陳述及び鑑定の要求)

第七十五条の四 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、(検証)

参考人としてその知つてゐる事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。
 検証をすることができる。

第七十五条の五 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、(検証)

検証をすることができる。

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。
 (当事者への質問)

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に關し、当事者に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第七十五条の七 防衛人事審議会は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり

又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、当事者を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の立てに関する意見の聴取を行うことができる。

第七十五条の八 防衛人事審議会は、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、防衛人事審議会及び当事者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

第七十五条の九 防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聴取を行ふ場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

第七十五条の八 防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第七十一条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定期を決定し、これらを当事者に通知するものとする。当該予定期を変更したときも、同様とする。

(委員又は幹事による審理手続)

第七十五条の八 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は幹事に、

第七十五条第四項の規定による審査請求人の意見の陳述を開かせ、第七十五条の四の規定による参考人の陳述を開かせ、第七十五条の五の規定による検証をさせ、第七十五条の六の規定による当事者に対する質問をさせ、又は前条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(審査請求人による提出書類等の閲覧)

第七十五条の九 審査請求人は、第七十七条の二第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、防衛人事審議会に対し、提出書類等（第七十五条の二第二項又は第七十五条の三の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を防衛人事審議会が定める方法により表示したもの）の閲覧）を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る提出書類等の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、防衛人事審議会が、その必要がないと認めるとときは、この限りでない。

3 防衛人事審議会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理の併合及び分離)

第七十六条 防衛人事審議会は、二以上の審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査請求人の請求に基づき、又は職権により、決定をもつて、これらの事案を併せて審理することができる。

1 同一の事件又は相関連する事件に關して同一の処分により行われた処分に係る場合

2 前項第二号に掲げる場合に該当して審理が併合された場合には、審査請求人は、防衛人事審議会の承認を得て、それらの者のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それらの事案については、代表者と処分者とを当事者とする。

3 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、決定をもつて、第一項の規定により併合した審理を分離することができる。

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

第七十七条 防衛人事審議会は、口頭審理を終了させる前に、審査請求人に対し、最終陳述をする機会を与えなければならない。

(審理手続の終結)

第七十七条の二 防衛人事審議会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

1 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

2 一次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第七十四条の三第一項弁明書

ロ 第七十四条の四第一項後段反論書

ハ 第七十五条の二第三項証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ニ 第七十五条の三前段書類その他の物件

3 防衛人事審議会が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、当事者に對し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第七十八条 審査請求人は、審査請求に係る事案に関する裁決があるまでは、防衛大臣の承認を得て、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

1 処分者又は処分者の行つた処分を取り消し、若しくは変更することができる者が審査請求に係る処分を取り消し、又は変更したときは、防衛大臣に通知しなければならない。

(議決)

第七十九条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、

防衛人事審議会は、当該審査請求を却下すべき旨を議決する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、審査請求人が第七十四条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下すべき旨を議決することができない。

2 審査請求が理由がないときは、防衛人事審議会は、当該審査請求を棄却すべき旨を議決する。

3 処分についての審査請求が理由があるときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨を議決する。

4 前項の場合において、防衛人事審議会は、審査請求人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

5 第一項から第二項までの議決には、理由を付さなければならぬ。

(裁決の方式)

第六十条 審査請求に対する裁決は、次に掲げる事項を記載し、防衛大臣が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者の主張の要旨

四 理由

(裁決の効力発生)

第八十一条 裁決は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。ただし、送达を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないとき

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行う。

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 防衛大臣は、裁決書の謄本を処分者に送付しなければならない。
(裁決の拘束力)

第八十二条 裁決は、関係機関を拘束する。

(再審)

第八十三条 防衛大臣は、裁決を行つた後において次の各号のいずれかに該当すると認める場合に、審査請求人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができます。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、速やかにその旨を当事者に通知しなければならない。

1 第六十九条各号のいずれかに掲げる者が委員として審査に関与したことが判明した場合

2 裁決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであること又は虚偽のものであることが判明した場合

3 事案の審査の際提出できなかつた新たなかつ重大な証拠が発見された場合

4 裁決に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合

5 前項の再審の申立ては、裁決があつた日の翌日から起算して六月以内にしなければならない。

3 再審については、その性質に反しない限り、この節で定める審査請求に関する規定を準用する。
(審査の費用)

第八十四条 審査の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

一 防衛人事審議会が出頭を求めた参考人の旅費

二 防衛人事審議会が職権により行つた証拠調閲に関する費用

(委任規定)

第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求の手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(政治的目的及び政治的行為)

第八十六条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的目的は、次に掲げるものとする。

一 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議員の選挙において、特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

2 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査において、特定の裁判官を支持し、又はこれに反対すること。

(政治的目的の定義)

特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。

五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。

六 国又は地方公共団体の機関において決定した政策(法令に規定されたものを含む。)の実施を妨害すること。

七 地方自治法に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと。

八 地方自治法に基づく地方公共団体の議会の解散若しくは法律に基づく公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず、又はこれらの請求に基づく解散若しくは解職に賛成し、若しくは反対すること。

(政治的行為の定義)

第八十七条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 政治的目的のために官職、職権その他公私的影响を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他の目的を持つなんらかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報酬として、任用、職務、給与その他隊員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て、又は得させようと企て、あるいは不利を与え、与えようと企て、又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費若しくは他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し、又はこれらの行為を援助すること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるよう又はならないよう勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、前条第一号に掲げる選挙、同条第二号に掲げる国民審査の投票又は同条第八号に掲げる解散若しくは解職の投票において、投票するよう又はしないよう勧誘運動すること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、若しくは指導し、又はこれらの行為に積極的に参与すること。

十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他の多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有すること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他政治的目的のために国の方舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対し朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらを用に供するため著作し、又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これに類するものを製作し、又は配布すること。

十六 政治的目的をもつて、勤務時間において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免かれる行為をする。

2 前項各号に掲げる行為（第三号の場合においては、前項第十六号に掲げるものを除く。）は、次の各号に掲げる場合においても、法第六十一条第一項に規定する政治的行為となるものとする。

- 一 公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合
- 二 自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合
- 三 勤務時間外において行う場合

第五節 退職管理

（子法人）

第八十七条の二 法第六十五条の二第一項に規定する政令で定める法人は、一の當利企業等（同項に規定する當利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の當利企業等及びその子法人又は一の當利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該當利企業等の子法人とみなす。）

（退職手当通算法人）

第八十七条の三 法第六十五条の二第三項に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条に規定する法人とする。
（退職手当通算予定隊員）

第八十七条の四 法第六十五条の二第四項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人（法第六十五条の二第三項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人（法第六十五条の二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（利害関係企業等）

第八十七条の五 法第六十五条の三第一項に規定する政令で定める當利企業等は、隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている當利企業等、当該許認可等の申請をしている當利企業等及び当該許認可等の申請をしていている

こととが明らかである當利企業等

二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けた当該交付の対象となる事務又は事業を行っている當利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている當利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである當利企業等

三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき當利企業等

四 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている當利企業等

五 防衛省の締結する売買・貸借・請負その他の契約（以下この号において単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給

付として防衛省令で定めるものを受けた契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している當利企業等（隊員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満ある場合における当該當利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている當利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである當利企業等

六 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察職員（以下「司法警察職員」という。）としての職務として行う犯罪の捜査に関する事務 当該犯罪の捜査を受けている被疑者である當利企業等

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

（局等組織）

第八十七条の七 法第六十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める官職又は階級は、自衛隊及び航空幕僚監部

一 統合幕僚監部

二 陸上幕僚監部

三 海上幕僚監部

四 航空幕僚監部

五 統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

六 情報本部

七 防衛監察本部

八 地方防衛局

九 防衛装備庁

（意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級）

第八十七条の八 法第六十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

（在職中の求職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第八十七条の九 法第六十五条の三第二項第五号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした隊員が当該申請に係る利害関係企業等（法第六十五条の三第一項に規定する利害関係企業等をいう。以下同じ。）との間で職務として携わる第八十七条の五各号に掲げる事務について、それぞれ

隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該隊員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした隊員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該隊員に依頼している場合において、当該隊員が当該地位に就こうとする場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

三 隊員が利害関係企業等を經營する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者になろうとする場合に該当したこと理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、若年定年等隊員（法第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。）にあつては求職の承認をした防衛大臣に、一般定年等隊員（法第六十五条の三第二項第四号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）にあつては求職の承認をした再就職等監視委員会（求職の承認の権限が、第八十七条の十二の規定によ

二 生年月日

三 離職時の官職又は階級

四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

六 離職前五年間（再就職者が法第六十五条の四第二項又は第三項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る隊員の官職又は階級及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第六十五条の四第五項第六号の規定による要求又は依頼の対象となる同条第一項に規定する契約等事務

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第六十五条の四第五項第六号の規定による要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

（一般定年等隊員であった再就職者による依頼等の承認の権限の委任）

第八十七条の二十一 再就職等監視委員会は、法第六十五条の四第九項において準用する国家公務員法第一百六条の四第六項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない再就職者に対するものを再就職等監察官に委任することができる。

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第八十七条の二十二 法第六十五条の四第十項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、当該再就職者が離職の際に若干年定年等隊員であつた場合にあつては、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては、内閣官房令・防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を再就職等監察官に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職又は階級

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

（防衛大臣への再就職の届出）

第八十七条の二十三 法第六十五条の十一第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職又は階級

四 再就職の約束をした日以前の隊員としての在職中における次に掲げる日のいづれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報を提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 再就職の約束をした日

六 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容）

八 離職予定日
九 再就職予定期
十 再就職先の業務内容
十一 再就職先における地位
十二 求職の承認の有無
十三 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助（以下「防衛大臣等の援助」という。）の有無
十四 防衛大臣等の援助以外の離職後の就職の援助（最初に隊員となつた後に行われたものに限る。以下「防衛大臣等以外の援助」という。）を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）
(管理又は監督の地位にある隊員の官職)
第八十七条の二十四 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる隊員が就いている官職とする。
一 次に掲げる隊員（防衛省職員給与法第十二条の三第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして防衛省令で定めるものを除く。）
イ 防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が二級のもの
ロ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの
ハ 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が四級以上のもの
二 一般職給与法別表第七研究職俸給表（一）の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が五級以上のもの
ホ 一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が三級以上のもの
ヘ 一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が六級以上のもの
ト 一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が六級以上のもの
チ 防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける隊員であつて、その階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上のもの
二 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員
三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表五号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
(管理職隊員であつた者の再就職の届出の対象となる地位)
第八十七条の二十六 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(防衛大臣への事前の再就職の届出)
二 生年月日
一 氏名

る申出書に市町村長の証明書、医師の診断書その他訓練招集に応ずることができない事由を証明するに足りる書面（以下本条中「証明書等」という。）を添えて防衛大臣に申し出なければならぬ。

2 前項に規定する予備自衛官の申出は、同項に規定する申出書及び証明書等を当該予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に直接持参し、又は郵便物若しくは信書便物（以下この章において「郵便物等」という。）として送付することにより行うものとする。

3 防衛大臣は、前二項の規定により予備自衛官が訓練招集に応ずることができない旨を申し出した場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、訓練招集令を取り消し、又は変更するものとする。

4 防衛大臣は、訓練招集に応じて出頭した予備自衛官について心身の故障その他正当な事由があると認める場合には、その者につき訓練招集命令を変更することができる。

5 防衛大臣は、前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。

（招集命令書）

第九十条 法第七十条第一項各号に規定する防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書（同条第八項の規定により発せられるものを除く。）並びに法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書（以下この款において「招集命令書」と総称する。）には、防衛招集命令、国民保護等招集命令若しくは災害招集命令又は訓練招集命令である旨を明確に表示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 招集に応ずべき予備自衛官の氏名、住所及び指定されている自衛官の階級
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 招集期間（法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書に限る。）

法第七十条第八項の規定により発せられる防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書には、防衛招集命令、国民保護等招集命令又は災害招集命令である旨を明確に表示するとともに、当該招集命令を受けるべき自衛官の氏名及び階級を記載するものとする。

（招集命令書の交付）

第九十一条 招集命令書は、地方協力本部長が隊員をして交付させ、又は郵便物等として送付することにより交付する。

2 法第七十条第八項の規定により発せられる防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書は、当該防衛招集命令、国民保護等招集命令又は災害招集命令を受けるべき自衛官が現に勤務する部隊等の長が隊員をして交付させる。

3 第一項の場合において、法第七十条第一項第一号に規定する防衛招集命令書は防衛招集命令を受けた予備自衛官が出頭すべき日の十日前までに、同項第二号に規定する国民保護等招集命令書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

第九十二条 前条第一項の規定により招集命令書を交付する隊員は、当該招集命令書を招集に応ずべき予備自衛官に交付するものとする。ただし、当該予備自衛官に交付することができないときは、第九十九条第二項に規定する招集連絡人、招集連絡人以外の同居者又は予備自衛官の居住する家屋の管理人に交付することを妨げない。

2 前条第一項の規定により招集命令書を交付する場合には、招集命令書に受領証を添付するものとし、当該招集命令書を交付された者は、受領証に受領日時を記入し、署名して、直ちにこれを当該隊員に返却するものとする。

第九十三条 郵便物等として送付することにより招集命令書を交付する場合には、法第七十条第一項各号に規定する招集命令書があつては配達証明の郵便物又は信書便物のうちこれに準ずる取扱

いをするものとして防衛大臣が定めるもの、法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書にあつては書留郵便物等とし、かつ、その表面の見やすい所に防衛招集命令、国民保護等招集命令若しくは災害招集命令又は訓練招集命令ある旨を朱書するものとする。

（招集に応ずべき予備自衛官以外の者の通報等）

第九十四条 招集に応ずべき予備自衛官以外の者が招集命令書を交付されたときは、直ちに迅速確実な方法をもつて出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該予備自衛官に通報し、かつ、すみやかに、招集命令書を当該予備自衛官に渡さなければならない。

（招集命令書の携行）

第九十五条 予備自衛官は、招集に応ずる場合には、招集命令書を携行しなければならない。ただし、招集に応ずべき予備自衛官以外の者が招集命令書を交付され、当該予備自衛官が当該招集命令書を受領していくは指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、招集命令書を携行することを要しない。

（出頭の遅延の場合の処置）

第九十六条 招集命令書による招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、これら的事由がなくなつた後できる限り速やかに指定の場所に出頭して招集に応じなければならない。この場合においては、当該予備自衛官は、医師その他指定の日時に出頭できなかつた事由を証明することができる者の証明書を携行することに努めるものとする。

（防衛招集、国民保護等招集及び災害招集の手続の特例）

第九十七条 法第七十条第一項各号（同条第八項の規定による場合を含む。）の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者が法第六十八条第二項の規定により引き続き予備自衛官に任用された場合には、その者は、引き続き当該招集命令により招集されているものとみなす。

（第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金）

（予備自衛官である者の使用者から除かれる者）

第九十七条の二 法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体その他防衛省令で定めるこれらに準ずる者とする。

（予備自衛官である者の使用者に対する給付金の日額）

第九十七条の三 法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める額は、三万四千円とする。

（法第七十三条の三第一項第一号に規定する政令で定める期間）

第九十七条の四 法第七十三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間は、九十日間とする。

（予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給の申請等）

第九十七条の五 法第七十三条の三第一項の給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、前項の給付金支給申請書を受理したときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合にはその額を決定し、遅滞なくこれを当該申請書をした者に通知しなければならない。

（委任規定）

第九十七条の六 この款に定めるもののほか、給付金支給申請書の様式その他法第七十三条の三第一項の給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（長期休養及び心身障害の届出）

第九十八条 予備自衛官は、心身の故障のため一月以上の休養を要することとなり、又は心身障害の状態となつたときは、防衛大臣に届け出なければならない。この場合においては、病名、心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

3 第一項の規定は防衛大臣が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二条）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るもの）を除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第二百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るもの）を除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る求めに係る緊急対処保護措置を命じた場合について、第二項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「防衛大臣」とあるのは、「防衛大臣又はその指定する者」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事」又は第五条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は防衛大臣又はその指定する者が法第八十三条第二項の規定により災害の救援のため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「防衛大臣」とあるのは、「防衛大臣又はその指定する者」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事」又は第五条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は防衛大臣が法第八十三条の二の規定により地震防災応急対策（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策をいう。以下同じ。）の実施を支援するため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は地震防災応急対策（大規模地震対策特別措置法第十二条第一項に規定する地震灾害警戒本部長及び関係都道府県知事）とあるものは、「大規模地震対策特別措置法第十二条第一項に規定する地震灾害警戒本部長及び関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は防衛大臣が法第八十三条の三の規定により緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）の実施を支援するため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は緊急事態応急対策の実施を支援するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第七条第一項に規定する原子力災害対策本部長及び関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

（防衛施設構築の措置の関係機関等に対する周知措置等）

第一百八条の二 防衛大臣は、法第七十七条の二の規定により部隊等に防衛施設を構築する措置を命じた場合には、当該措置を命じた旨及び当該措置に係る展開予定地域の範囲その他必要な事項を告示するとともに、速やかに、国又は地方公共団体の関係機関及び当該展開予定地域の住民に周知させる方策を講ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合には、速やかに、同項に規定する展開予定地域を管轄する都道府県知事に対し、防衛施設を構築する措置を命じた部隊等の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。

3 防衛大臣は、法第七十七条の二の規定による命令を解除した場合には、その旨を告示するとともに、前項の都道府県知事に通知するものとする。

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請

1 請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、損失補償申請書の様式その他法第九十二条の二後段の規定による損失の補償に必要な事項は、防衛省令で定める。

3 第四節 警務官等の権限等
（警務官及び警務官補）

第一百九条 法第九十六条第一項の規定により部内の秩序維持に専従する自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者を警務官と、その他の者を警務官補と称する。

2 警務官及び警務官補（以下「警務官等」と総称する。）は、防衛大臣又はその指定する者が命ずる警務官等が司法警察職員としての職務を行ふものとする。

第一百十条 警務官等は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）に規定する犯罪については、被疑者が隊員以外の者であるときは、司法警察職員としての職務を行うことができない。ただし、自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舍その他の施設内においてその犯罪を犯した現行犯人に係る場合は、この限りでない。

第一百一条 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪（前条の規定により警務官等が司法警察職員としての職務を行ふことができるものを除く。以下この節において同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職務を行ふものとする。

1 陸上自衛官並びに陸上自衛隊に所属する陸上自衛官以外の隊員及び統合幕僚監部に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じて陸上自衛官の階級を指定されている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じて陸上自衛隊の予備自衛官補の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これら隊員の職務に関しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

2 陸上自衛隊及び航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舍その他の施設内における犯罪

3 海上自衛隊及び航空自衛隊以外の自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2 **海上自衛隊及び航空自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪**

1 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職務を行ふものとする。

1 海上自衛官並びに海上自衛隊に所属する海上自衛官以外の隊員並びに訓練招集に応じて陸上自衛官の階級を指定されている予備自衛官及び教育訓練招集に応じて陸上自衛隊の予備自衛官補の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これら隊員の職務に關しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

3 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職務を行ふものとする。

1 航空自衛隊並びに航空自衛隊に所属する航空自衛官以外の隊員及び訓練招集に応じて陸上自衛隊の自衛官の階級を指定されている予備自衛官の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これら隊員の職務に關しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

2 航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舍その他の施設内における犯罪

3 航空自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

4 現行犯人を逮捕する場合その他防衛大臣が定める場合には、前各項の規定にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行ふことができる。

第一百十二条 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する自衛官等以外の隊員について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、捜索その他

強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(他の司法警察職員との連絡保持)

第一百三十三条 警務官等は

(法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪を捜査するに当つては、警察官、海上保安官その他の司法警察職員と密接な連絡を保たなければならぬ。)

第七章 雜則

(募集期間の告示)

第一百四十四条

(二等陸士として採用する陸上自衛官(第一百七条において「二等陸士」という。)又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。)

(応募資格の調査及び受験票の交付)

第一百五十五条

(市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。)

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当する地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

(応募資格の調査の委嘱)

第一百六十六条

(市町村長は、前条第一項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。)

(試験期日及び試験場の告示等)

第一百六十七条

(都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。)

2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具(以下この項において「場所等」と総称する)以外の場所等を二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。

(海上自衛官、航空自衛官等の募集事務)

第一百六十八条 都道府県知事及び市町村長は、第一百四条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

(広報宣伝)

第一百六十九条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第一百七十一条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(学資金の貸与の要件)

第一百七十二条 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学術は、医学、歯学、理学、工学、文学及び法学とする。ただし、理学にあつては数学、物理学、化学その他防衛大臣の指定するものとし、工学にあつては機械工学、電気工学、船舶工学、航空工学その他防衛大臣の指定するものとし、文学にあつては語学その他防衛大臣の指定するものとし、法学にあつては法律学その他防衛大臣の指定するものとする。

2 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。

一 外国において授与された学校の課程の修了に関する称号であつて、学士、修士又は博士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であるものに限る。)を修了した者が持つことができるものとして文部科学大臣の定める称号であつて、学士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

(志願及び選考)

第一百二十条の三

(法第九十八条第一項の規定により学資金を貸与される学生又は生徒(以下「自衛隊奨学生」という。)となるうとする者は、学資金貸与願書を防衛大臣に提出して学資金の貸与を願い出なければならない。)

2 前項の学資金貸与願書には大学、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校(以下「大学等」という。)の正規の課程を終了した後直ちに自衛隊に勤務する旨の誓約書を添付しなければならない。

3 第一項の願い出に当たつては、自衛隊奨学生となるうとする者の父又は母(父母が共にない場合には、自衛隊奨学生となるうとする者の三親等以内の親族である者のうち一人。以下「父母等」という。)及び父母等以外の者一人を保証人に立てなければならない。

4 防衛大臣は、前三項の規定により学資金の貸与を願い出た者のうちから提出書類の審査、口頭試問、筆答試問及び身体検査により、自衛隊奨学生を選考するものとする。

(欠格条項)

第一百二十条の四 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、自衛隊奨学生となることができない。

(学資金の月額)

第一百二十条の五

自衛隊奨学生に対する学資金の額は、月額五万四千円とする。

(貸与期間)

第一百二十条の六 学資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、自衛隊奨学生となつた日の属する月から当該自衛隊奨学生が大学等の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、病氣その他やむを得ない理由によつて正規の修業年限を満了した日までに正規の課程を終了することができなかつた自衛隊奨学生については、防衛大臣は、貸与期間をその正規の課程を終了する日の属する月までとすることができる。

(学資金の貸与)

第一百二十条の七

学資金は、毎月一月分ずつ自衛隊奨学生に貸与する。ただし、帰省その他の特別の理由のため自衛隊奨学生が申し出たときは、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

2 自衛隊奨学生は、学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書を防衛大臣に提出しなければならない。

(貸与の保留等)

第一百二十条の八 自衛隊奨学生が正当の理由がなくて第一百二十条の十二に規定する学業成績表を提出せざり、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、防衛大臣は、当該学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるべき日の属する月の翌月分からそれぞれ当該自衛隊奨学生が学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるに至つた日の属する月分までは、学資金の貸与を保留することができる。

2 防衛大臣は、自衛隊奨学生が休学し、又は停学にされたとき(休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。)は、休学し又は停学にされた日の属する月の翌月分から休学期間又は停学期間が満了した日の属する月分までは学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与の廃止)

第一百二十条の九 防衛大臣は、自衛隊奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当するに至つた日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。

一 心身の故障のため修学の見込みがないとき。

二 学業成績が著しく不良となつたとき。

三 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 退学し、その者について学資金貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は自衛隊奨学生であることを辞退したとき。

五 その他隊員となる適格性を欠くと認められるとき。

(学資金の返還)

第一百二十条の十 自衛隊奨学生であつた者は、大学等の正規の課程を終了した後引き続い隊員とならなかつた場合には、次条第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、自衛隊奨学生でなくなつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に自衛隊奨学生であつた期間中に貸与された学資金の全額(同項第二号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除する額を控除した金額)を返還しなければならない。

その後隊員でなくなつた場合には、次条第一項第一号、第二項又は第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、隊員でなくなつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に自衛隊奨学生であつた期間中に貸与された学資金の全額(同條第一項第二号又は第三項第二号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される額を控除した金額)を返還しなければならない。

前二項の規定による学資金の返還は、月賦又は半年賦による。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書に記載された学資金を返還し、その指示を受けなければならない。

防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者が前項の期間内に学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

自衛隊奨学生であつた者が正当な理由がなくて第四項の学資金返還明細書に記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならぬ。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者が前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

自衛隊奨学生であつた者が正当な理由がなくて第四項の学資金返還明細書に記載した学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

自衛隊奨学生であつた者が正当な理由がなくて第四項の学資金返還明細書に記載した学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

前二項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金返還明細書を提出しないとき

自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(学業成績表の提出等)

第一百二十条の十二 自衛隊奨学生は、毎年、防衛大臣の定めるところにより、学業成績表を防衛大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(自衛隊奨学生に関する届出等)

第一百二十条の十三 自衛隊奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を防衛大臣に届け出なければならない。ただし、当該自衛隊奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、父母等である保証人が当該自衛隊奨学生に代わつて届け出なければならない。

一 自衛隊奨学生が修学に堪えないと認められる程度の心身の故障が生じたとき。

二 自衛隊奨学生が休学し、休学期間が満了し、その者について学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は退学したとき。

三 自衛隊奨学生が法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 自衛隊奨学生又は保証人の職業、住所その他身上に関する重要な事項に異動があつたとき。

五 自衛隊奨学生が死亡したときは、父母等である保証人は、届出書に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて、直ちに防衛大臣にその旨を届け出なければならない。

六 承認を受けなければならない。

自衛隊奨学生が死亡したときは、父母等である保証人は、届出書に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて、直ちに防衛大臣にその旨を届け出なければならない。

第一項第四号及び前項の規定は、学資金を返還しなければならない自衛隊奨学生であつた者でまだ学資金の全部又は一部を返還していないものについて準用する。

(委任規定)

第一百二十条の十四 第百二十条の二から前条までに定めるもののほか、自衛隊奨学生の志願及び選考の手続、学資金貸与願書等の様式その他学資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第百二十条の十五 法第九十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ該各号に定める金額とする。

一 法第六十四条の二に規定する防衛医科大学校卒業生(以下「卒業生」という。)の当該教育訓練の修了の時以後初めて離職した日(以下「離職の日」という。)が当該教育訓練の修了の日(以下「卒業日」という。)の属する月に属する場合に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者 別表第十一イの表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ロ 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教育訓練を修了した者 別表第十一ロの表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

ハ 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教育訓練を修了した者 別表第十一ハの表の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

二 卒業生の離職の日が卒業日の属する月の翌月以後の月に属する場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者 百八月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を百八月で除して得た数値を前号イに定める金額に乘じて得た金額

ロ 防衛省設置法第十六条第一項第二号の教育訓練を修了した者 七十二月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を七十二月で除して得た数値を前号ロに定める金額に乘じて得た金額

ハ 防衛省設置法第十六条第一項第三号の教育訓練を修了した者 七十二月から卒業日以後離職の日までの月数を控除した月数を七十二月で除して得た数値を前号ハに定める金額に乘じて得た金額

前項第二号に規定する卒業日以後離職の日までの月数の計算については、卒業日の属する月の翌月から離職の日の属する月までの月数によるものとし、当該期間中に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を控除するものとする。

一 休職（公務による災害のために心身に故障を生じ休職にされた場合又は第五十六条第二号に規定する場合を除く。以下この号において同じ。）又は停職の期間、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした期間、当該育児休業の期間の開始の日の属する月から当該育児休業の期間の終了の日の属する月までの月数

三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間、当該自己啓発等休業の期間の開始の日の属する月から当該自己啓発等休業の期間の終了の日の属する月までの月数

四 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間、当該配偶者同行休業の期間の開始の日の属する月から当該配偶者同行休業の期間の終了の日の属する月までの月数

五 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修として行う研修を命ぜられた期間、当該研修の期間の開始の日の属する月から当該研修の期間の終了の日の属する月までの月数

六 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第二条第二項に規定する留学を命ぜられた期間、当該留学の期間の開始の日の属する月から当該留学の期間の終了の日の属する月までの月数

七 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項に定める金額（次条の規定により償還すべき金額の一部の償還を免除される場合は、償還すべき金額から該免除される額を控除した金額）を償還しなければならない。

八 防衛大臣は、償還義務者に病気その他前項に規定する期限内に償還できないやむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかるはず、離職の日の属する月の翌月の初日から起算して二年の範囲内の半年賦の均等償還とすることができる。この場合において、償還義務者は、保証人二人を立て、償還すべき日、金額その他必要な事項を記載した償還金償還計画書を離職の日から一週間以内に防衛大臣に提出しなければならない。

九 債還義務者が正当な理由がなくて第一項の規定により償還しなければならない期限又は前項の規定による償還すべき日（以下「償還しなければならない期日」という。）までに償還しなかつたときは、当該償還しなければならない期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。（償還免除）

第一百二十条の十七 防衛大臣は、償還義務者が心身障害により前条の規定による償還ができないときは、防衛大臣の定める心身障害の程度区分に応じて、当該心身障害の状態となつた日以後に償還しなければならない期日の到来する償還すべき金額の全額又は四分の三に相当する額の償還を免除することができる。

（委任規定）

第一百二十条の十八 前三条に定めるもののほか、償還金償還計画書の様式その他償還に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（施行の委託を受け、及び実施することができる事業の範囲）

（施行の委託を受け、及び実施することができる事業の範囲）

一 土地改良区

二 港務局

2 法第一百条第一項に規定する政令で定める事業は、防疫事業、医療事業（へき地について行なうものに限る。）又は輸送事業とする。

（土木工事等の受託）

第一百二十二条 防衛大臣は、法第一百条第一項の規定による土木工事、通信工事又は前条第二項に規定する事業（以下「土木工事等」と総称する。）の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。

2 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長若しくはその委任を受けた者又は地方公共団体若しくは前条第一項各号に掲げるものの長その他これに準ずる地位にある者は、防衛大臣又は前項の規定により防衛大臣が指定する者に法第一百条第一項の規定による土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。

（土木工事等の委託の申出）

第一百二十三条 前条第一項の規定により防衛大臣又はその委任を受けた者に土木工事等の施行の委託、及びその実施を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 土木工事等の目的

二 土木工事等の計画（当該土木工事等に使用することができる予算額に関する事項を含む。）

三 土木工事等の期間

四 申出の理由

五 その他必要な事項

（土木工事等の費用の負担区分）

第一百二十四条 第一百二十二条の規定による土木工事等の実施に必要な費用のうち、次の各号に掲げるもの以外のものは、当該土木工事等の委託及び実施を申し出た者（以下「申出者」という。）が負担するものとする。

一 隊員の給与（旅費を除く。）

二 隊員の糧食費

三 自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費
（土木工事等の受託の取消し等）

第一百二十五条 法第一百条第一項の規定により受託した土木工事等を実施中の部隊等に法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令、法第七十七条の規定による防衛出動待機命令、法第七十八条第一項の規定による治安出動命令、法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令、法第八十一条第二項の規定による治安出動命令若しくは法第八十二条の二第一項の規定による警護出動命令が発せられた場合、当該部隊等が法第七十七条の二の規定により防衛施設を構築する措置を命ぜられた場合又は当該部隊等が法第七十七条の四、第八十三条第二項若しくは第八十三条の三の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置の実施、災害の救援若しくは緊急事態急対策の実施の支援のため派遣を命ぜられた場合には、土木工事等を受託した者は、その土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止することができる。

2 前項の規定により土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止した場合における費用の負担その他必要な事項は、当該土木工事等を受託した者と申出者とが協議して定める。

(委任規定)
第一百二十六条 前五条に定めるもののほか、土木工事等の受託に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(技術者の範囲)

第一百二十六条の二 法第百条の二第一項の政令で定める技術者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 航空機の操縦及び整備に從事する者
- 二 落下さんの試験降下に從事する者
- 三 潜水艦の試験航走に從事する者
- 四 救急に従事する者
- 五 砲の操作に従事する者

(教育訓練の受託及びその実施の委任)

第一百二十六条の三 防衛大臣は、法第百条の二の規定による教育訓練の受託については、この限りでない。定する者に委任することができる。ただし、外国人の教育訓練の受託については、この限りでない。

(教育訓練の委託の手続)

第一百二十六条の四 法第百条の二の規定による教育訓練の受託及びその実施を申し出ようとする者は、防衛大臣（前条の規定により教育訓練の受託につき委任がなされているときは、当該受任者）に教育訓練の目的、内容その他必要な事項を記載した書類を提出しなければならない。

2 前項の場合において、教育訓練を受けるべき者が外国人であるときは、同項の書類の提出は外交機関を通じて行うものとし、当該外国政府が委託者である場合を除き、その書類には、当該外國政府の推薦状を添えなければならない。

(授業料)

第一百二十六条の五 法第百条の二第二項の授業料の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 防衛研究所において教育訓練を受ける者 年額四万六千円

二 防衛大学校において教育訓練を受ける者 年額五十五万二千円

三 防衛医科大学校において教育訓練を受ける者、統合幕僚学校、自衛隊の学校及び陸上自衛隊

教育訓練研究本部において教育訓練を受ける者として教育訓練を受ける者 年額五十五万二千円

2 委託者が国の機関である場合には、授業料を徴収しないものとする。

3 委託者が外国政府である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、授業料を徴収しないことができる。（食事）

第一百二十六条の六 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者に対し、防衛省職員給与法第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人並びに陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校、航空自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校における。

3 前項の規定にかかわらず、同項の食事を無料で支給することができる。

第一百二十六条の七 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者を營舎に居住（居住）

2 前項の場合においては、一月につき三百円の割合で宿舎費を徴収するものとする。

3 前条第二項の外国人については、その委託者が外国政府である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の宿舎費を徴収しないことができる。

(規律)

第一百二十六条の八 教育訓練を受ける者は、教育訓練に必要な限度において、隊員と同一の規律に服するものとする。

(防衛大学校において教育訓練を受ける外国人の服制等)

第一百二十六条の九 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人は、同条第一項の教育訓練を受けている者の制服と同一の制式の被服を着用するものとする。

1 前項の被服は、適正な対価で当該外国人に支給することができる。

2 委託者が外国政府である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の被服を、防衛大臣の定めるところにより、無料で当該外国人に支給し、又は貸与することができる。

3 第一項の外国人は、防衛大学校長の定めるところにより、識別章を着用するものとする。

4 第一項の外国人は、第一項の被服を、防衛大臣の定めるところにより、識別章を着用するものとする。（給付金を支給する場合）

第一百二十六条の九の二 法第百条の二第三項の規定による給付金の支給は、教育訓練の委託者である外國政府から、外交機関を通じて、当該教育訓練を受ける外国人において給付金の支給を受けることが必要である理由その他必要な事項を記載した書類の提出がされた場合に限り、行うものとする。

(給付金の月額)

第一百二十六条の九の三 法第百条の二第三項の給付金の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 一 防衛省設置法第十五条第二項の教育訓練を受ける外国人並びに防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊富士学校、海上自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部において教育訓練を受ける外国人 月額十四万四千元

2 二 陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人 月額十一万一千三百円

3 三 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人 月額八万三千円

(教育訓練の受託の取消)

第一百二十六条の十 教育訓練を受託した者は、次の各号の一に該当する場合においては、その受託を取り消すことができる。

1 一 教育訓練を受ける者が成績不良又は心身の故障のため修業の見込がないと認められる場合

2 二 教育訓練を受ける者が重大な規律違反をし、又はしばしば規律に違反した場合

3 三 授業料その他国に払い込むべき納入金の納入を怠つた場合

4 四 その他教育訓練を実施することが不適当であると認められる場合

(委任規定)

第一百二十六条の十一 第百二十六条の二から前条までに定めるもののほか、教育訓練の受託に関する（運動競技会の範囲）

2 必要な事項は、防衛大臣が定める。

1 (運動競技会の範囲)

第一百二十六条の十二 法第百条の三に規定する政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げるものとする。

1 一 オリンピック競技大会

2 パラリンピック競技大会

3 アジア競技大会

4 ワールドカップサッカーワールドカップ大会

5 ラグビーワールドカップ大会

(運動競技会の運営についての協力の範囲)

第一百二十六条の十三 法第百条の三の規定により運動競技会の運営について協力を行なうことができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 式典に関すること。
二 通信に關すること。
三 輸送に關すること。

四 奏樂に關すること。
五 医療及び救急に關すること。
六 会場内外の整理に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、運動競技会の運営の事務に關すること。

第一百二十九条 第百二十四条の規定は、法第二百条の三の規定により運動競技会について協力を行なう場合の費用の負担区分について準用する。

(運動競技会の運営についての協力の範囲)
(南極地域観測に対する協力の範囲)

第一百三十一条 法第二百条の四の規定により南極地域における科学的調査について協力を行なう範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 船舶及び航空機により、本邦と国が南極地域に設ける基地との間において、同地域における科学的調査に従事する者及びその調査を行なうために必要な器材、食糧その他の物資を輸送すること。

二 南極地域における科学的調査を行なうために必要な雪上車を設計し、及び試験すること。

(国賓等の範囲) 一 船舶及び航空機により、本邦と国が南極地域に設ける基地との間において、同地域における科学的調査に従事する者及びその調査を行なうために必要な器材、食糧その他の物資を輸送すること。

二 天皇及び皇族
一 国賓に準ずる賓客

三 衆議院議長及び参議院議長
四 最高裁判所長官
五 内閣総理大臣又は前二号に掲げる者に準ずる者
六 国務大臣（内閣総理大臣又はこれに準ずる者を除く。）たゞし、重要な用務の遂行のため特に必要があると認められる場合に限る。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第一百三十二条 法第二百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 地上総隊司令官
二 方面総監

三 師団長

四 旅団長
五 自衛艦隊司令官
六 航空集団司令官
七 地方総監
八 航空総隊司令官
九 航空支援集団司令官
十 航空方面隊司令官
十一 補給統制本部長
十二 捕給本部長

(物資の収用等の要請の手続)

その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるこ

とができる場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（管理する施設の範囲）

第一百二十九条 法第二百三条第一項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 自動車整備工場
二 造船所（ドック又は引揚船台に限る。）
三 港湾施設（係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）
四 航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）

五 自動車、船舶又は航空機に給油するための施設（医療等に従事する者の範囲）

六 航空機（飛行場に隣接するもの又は飛行場に隣接するものに限る。）

七 港湾施設（係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）

八 航空機（飛行場に隣接するもの又は飛行場に隣接するものに限る。）

九 航空機（飛行場に隣接するもの又は飛行場に隣接するものに限る。）

一 医師、歯科医師又は薬剤師
二 看護師、准看護師、臨床検査技師又は診療放射線技師
三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設業者
四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の規定による鉄道事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社を除く。）
五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者
六 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の規定による船舶運航事業者
七 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）の規定による港湾運送事業者
八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定による本邦航空運送事業者

九 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定による本邦航空運送事業者

一 施設の管理 管理する施設の所有者及び占有者
二 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
三 取扱物資の保管命令 物資を保管すべき者
四 物資の収用 収用する物資の所有者及び占有者
五 業務従事命令 業務に従事すべき者
六 立木等の移転又は処分 移転し、又は処分する立木等の所有者
七 家屋の形状の変更 家屋の所有者

（公用令書を事後に交付することができる場合）

第一百三十二条 法第二百三条第七項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とす

る。

一 次に掲げる处分の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 施設の管理又は家屋若しくは物資の使用 管理する施設又は使用する家屋若しくは物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が知れないとき。
ロ 土地の使用又は立木等の移転 公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合
ハ 立木等の処分又は家屋の形状の変更 公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合において、立木等又は家屋の現状を著しく損傷しないとき。
二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難であると認められる場合において、当該相手方

方に公用令書の内容を通知したとき。

（公用令書の事後交付の手続）

第一百三十三条 都道府県知事又は防衛大臣若しくは第二百一十七条に規定する者（次項、第二百三十五条及び第二百三十六条において「都道府県知事等」という。）は、前条第一号に該当して法第二百三

条第七項ただし書の規定により処分を行つた場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

第二百三十四条 都道府県知事は、法第二百三条第二項の規定による業務従事命令を受けた者が、心身の故障その他の事由により業務に従事することができない旨を申し出た場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該業務従事命令を取り消すものとする。

第二百三十五条 都道府県知事等は、法第二百三条第七項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。

第二百三十六条 法第二百三条第七項の公用令書には、同条第八項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 公用令書の番号
- 2 公用令書の交付の年月日
- 3 処分を行う都道府県知事等
- 4 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(公用令書等の様式)

第二百三十七条 法第二百三条第七項の公用令書には、同条第八項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 公用令書の番号
- 2 公用取消令書の番号
- 3 公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(公用取消令書の交付の年月日)

二 公用令書の交付の年月日

三 公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

五 取り消した処分の内容

六 处分を取り消した都道府県知事等

七 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、防衛省令で定める。

(物資の収用等による損失の補償の申請手続)

第二百三十七条 法第二百三条第十項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、同項に規定する処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合にあつては当該処分を行つた都道府県知事に、当該処分が同条第一項ただし書の規定による場合にあつては防衛大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は防衛大臣は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。

(実費弁償の基準)

第二百三十八条 法第二百三条第十一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 第百三十一条第一号及び第二号に掲げる者(以下この条において「医師等」という。)に対しても、業務従事命令による業務(以下この条において単に「業務」という。)に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。
- 2 前号の手当の支給額は、一般職の国家公務員である医師等の給与の例に準じて防衛大臣が定める額とする。
- 3 医師等が、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を支給するものとする。
- 4 前号の旅費の支給額は、一般職の国家公務員に支給される旅費の例に準じて防衛大臣が定める額とする。
- 5 第百三十条第三号から第八号までに掲げる者に対する支給額は、業務に従事するため通常要する費用を支給するものとする。

(実費弁償の申請手続)

第二百三十九条 法第二百三条第十一項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を同項に規定する業務従事命令を発した都道府県知事に提出しなければならない。

第二百四十条 都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を用意する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(災害救助法施行令の準用)

第二百四十一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百一十五号)第七条から第十六条まで(第八条第二項第三号を除く。)の規定は、法第二百三条第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第七条	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打ち切扶助金	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償
第八条第一項	療養扶助金	療養補償
第九条第一項	都道府県知事等	自衛隊法第二百三条第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者
第十条第一項	都道府県知事	規定期による業務従事命令により業務に従事した者
第十一条第一項及び第七項	内閣府令	防衛省令
第十二条	障害扶助金	障害補償
第十三条第二項及び第四項	障害扶助金	障害補償
第十四条	障害扶助金	障害補償
第十五条第一項	葬祭扶助金	葬祭補償
第十五条第二項	打切扶助金	打切補償

(損害補償の申請手続)

第二百四十二条 法第二百三条第十二項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を同項に規定する業務従事命令を発した都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条 条及び第 百三十二条 条の八十 六第一項 第二号	国土交通省令で 定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第一百三十 二条の九 十第一項 第百三十 二条の九 十一	当該事故 定めるところに より	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事故 (自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空 機又は無人航空機との間に発生したもの)である場合を除き、当該事故 当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機に ついて発生した事態(自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外 の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したもの)を除く。)である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより
（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）
第一百五十一条 法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）、第一百三十二条の九十及び第一百三十二条の九十一の規定は、自衛隊の行う同法第三十四条の三第一項に規定する行為(当該上空の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)については同項の規定は、それぞれ適用しない。	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）
2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、同様とする。 (治安出動時における航空法の適用除外)	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）
第一百五十二条 法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については、航空法第七十九条から第八十一条までの規定は、適用しない。	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）
2 防衛大臣は、法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合は、その旨及び前項の規定により告示した区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十八条第三項若しくは第八十一条第四項の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定による告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。 (弾道ミサイル等に対する破壊措置時における航空法の適用除外)	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）
第一百五十三条 法第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命ぜられた場合においては、当該措置として自衛隊の行う航空法第三十四条の三第一項に規定する行為(防衛大臣があらかじめ告示した区域及びその上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)については、同項の規定は適用しない。	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）
2 防衛大臣は、法第八十二条の三第一項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命じた場合は、同条第三項に規定する緊急の場合に該当することとなつた場合には、その旨を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。同条第二項の規定により命令を解除した場合も、同様とする。	（防衛出動時における航空法の適用除外）	（防衛出動時における航空法の適用除外）

（損失補償申請書）
第一百五十二条 法第一百五条第四項の規定により防衛大臣に提出すべき損失補償申請書は、正副各一通とする。
(異議の申出)
（異議の申出）

第一百五十三条 法第一百五条第七項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議の申出書を防衛大臣に提出しなければならない。	
第一百五十四条 前二条に規定するもののほか、法第一百五条第二項の規定による損失の補償の申請及び同条第七項の規定による異議の申出の手続の細目並びに損失補償申請書及び異議の申出書の様式は、防衛省令で定める。 (船舶安全法の適用)	
第一百五十五条 法第一百九条第二項ただし書に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする。 (道路運送法の適用を除外される自動車)	
第一百五十六条 法第一百十三条に規定する自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる道路運送法の規定について、それぞれ当該下欄に掲げる自動車とする。	
規 定	適用を除外される自動車
第九十四条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車
第九十五条	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する乗車定員一人以上の乗用の自動車及び貨物自動車
（道路運送車両法の適用除外）	（道路運送車両法の適用除外）
第一百五十七条 法第一百十四条第一項に規定する自衛隊で使用する自動車のうち、政令で定めるものは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車で、次に掲げるものとする。	（道路運送車両法の適用除外）
一 大型特殊自動車及びこれにより引かれる被けん引自動車	一 大型特殊自動車及びこれにより引かれる被けん引自動車
二 前号に掲げるもののほか、防衛大臣の申出により国土交通大臣が指定した自動車	二 前号に掲げるもののほか、防衛大臣の申出により国土交通大臣が指定した自動車
（消防法の適用を除外される防火対象物）	（消防法の適用を除外される防火対象物）
第一百五十八条 法第一百十五条の二第三項に規定する政令で定める防火対象物は、次に掲げるものとする。	（消防法の適用を除外される防火対象物）
一 陣地その他の防衛のための施設	一 陣地その他の防衛のための施設
二 営舎その他の隊員を収容するための施設	二 営舎その他の隊員を収容するための施設
三 自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機、化学器材、施設器材、通信器材又は衛生器材を保管し、又は整備するための施設	三 自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、船舶、航空機、化学器材、施設器材、通信器材又は衛生器材を保管し、又は整備するための施設
四 部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設	四 部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設
（麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給處）	（麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給處）
第一百五十九条 法第一百五十五条の三第一項に規定する自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	（麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給處）
一 治療、救護又は衛生器材の補給の業務を行なう陸上自衛隊の部隊	一 治療、救護又は衛生器材の補給の業務を行なう陸上自衛隊の部隊
二 陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北補給処、陸上自衛隊関東補給処、陸上自衛隊関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処	二 陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北補給処、陸上自衛隊関東補給処、陸上自衛隊関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処
三 海上自衛隊の自衛艦隊、地方隊、護衛隊群、練習艦隊及び掃海隊群	三 海上自衛隊の自衛艦隊、地方隊、護衛隊群、練習艦隊及び掃海隊群
（運転免許証の有効期間等の特例）	（運転免許証の有効期間等の特例）
第一百六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法第七十七条の規定による出動待機命令(以下この項において「防衛出動命令等」という。)を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証(次項において「免許証」という。)のうち、道路交通法(昭和三十五年法律第五百号)第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防	（運転免許証の有効期間等の特例）

衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第百一条第一項の規定による撤収命令については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは、「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

(河川法施行令の特例)

第一百六十二条 法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の八第一項（同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第六条の八第一項の規定にかかるわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

前項の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（事務の区分）

第一百六十二条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、前条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第一百三十三条（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第一百三十七条第二項（第一百四十四条において準用する場合を含む。）、第一百三十九条第二項、第一百四十条において準用する場合を含む。）、第百三十九条第二項、第百四十条において準用する災害救助法施行令第八条第一項第二号及び第一百四十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

1 この政令は、法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。ただし、第三十五条の規定中航空自衛隊幹部学校に係る部分は昭和二十九年八月一日から、第三十三条の規定中陸上自衛隊高射学校に係る部分は昭和二十九年八月二十日から、第三十四条の規定中海上自衛隊幹部学校に係る部分、第三十五条の規定中航空自衛隊整備学校及び航空自衛隊通信学校に係る部分並びに第四十条の規定は昭和二十九年九月一日から、第四十五条の規定は昭和二十九年十二月一日から施行する。

2 保安庁法施行令（昭和二十七年政令第三百四号）は、廃止する。

3 2 昭和二十七年八月一日において旧警備隊の警備官であつた自衛官又は昭和二十七年十月十五日において旧保安隊の保安官であつた自衛官に対する第六十条の規定の適用については、その日におけるその者の年齢に二年を加えた年齢と別表第八に定める年齢といずれか多いものをもつてその者の停年とする。

4 この政令（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して降任され、又は懲戒処分を受けた者の当該処分に係る長官に対する審査の請求の手続は、第六十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

5 旧保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる犯のうち、従前の規定により、保安官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行ふこととと

されていたものについては陸上自衛官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされていたものについては海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行ふものとする。ただし、長官が定める場合には、旧保安庁法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官又は海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

6 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する隊員以外の隊員について、法附則第十項の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合には、旧保安庁法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて、逮捕、押収、捜索その他強制の処分である否とを問わず、検査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

7 この政令の施行の際、旧保安庁法施行令第八十五条の規定により読み替えられた火薬類取締法に基いて受けている通商産業大臣の承認その他の処分は、この政令の相当規定に基いて受けた通商産業大臣の承認その他の処分とみなす。

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編閏連振興会議とする。

9 第百三十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

10 法附則第九項に規定する政令で定める隊員は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である隊員とする。

11 法附則第十項に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
二 用務員、労務作業員等の労務又は労務に従事する者
三 防衛事務次官 六十二年
四 防衛審議官 六十二年
五 防衛監察監 六十二年
六 防衛技監 六十二年
七 防衛講師 六十五年

12 同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

13 前項各号（第三号を除く。）に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

一 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 六十二年
二 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 六十三年
三 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 六十四年

15	附則第十二項第三号に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる期間のいずれにおいても六十五年とする。
16	法附則第十四項に規定する国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の法（次項から附則第十八項までにおいて「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、附則第十四項に規定する隊員とする。
17	法附則第十四項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員から除かれる同項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項第三号に掲げる者とする。
18	法附則第十四項の規定により年齢六十年が旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に定める年齢とされる法附則第十四項に規定する同号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項各号（第三号を除く。）に掲げる者とする。
19	法附則第十四項に規定する情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員は、次に掲げる隊員とする。
20	一年齢六十年（附則第十七項に規定する隊員があつては年齢六十二年。附則第二十一項及び第二十二項第二号において「年齢六十年等」という。）に達する日の属する年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度」という。）に隊員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度の末日後に採用された隊員（次号に掲げる隊員を除く。）
21	二 異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行なうべき年度の末日を経過したこととなつた隊員
22	三 定年前再任用短時間勤務隊員として勤務する意向
23	四 その他任命権者が必要と認める事項
	附 則（昭和二九年八月九日政令第二三五号）
	この政令中、北千歳駐どん地及び東千歳駐どん地に係る部分は昭和二十九年八月二十五日から、真駒内駐どん地に係る部分は昭和二十九年九月一日から施行する。
	附 則（昭和二九年九月二四日政令第二七一号）
	この政令は、昭和二十九年九月二十五日から施行する。
	附 則（昭和二九年一〇月一四日政令第二八三号）
	この政令は、昭和二十九年十月十五日から施行する。
	附 則（昭和二九年一一月六日政令第二一八八号）
	この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和二九年一一月三〇日政令第二一九九号）
	この政令中、第四十四条の改正規定並びに豊平駐どん地及び春日駐どん地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。
	附 則（昭和二九年一二月一八日政令第三三〇号）
	この政令は、昭和三十一年一月十日から施行する。
	附 則（昭和三〇年一月二二日政令第六号）
	この政令は、昭和三十年一月三十一日から施行する。
	附 則（昭和三〇年一月三一日政令第一三号）
	この政令中、輸送航空隊にかかる部分は昭和三十年三月一日から、その他の部分は昭和三十年二月一日から施行する。
	附 則（昭和三〇年四月三〇日政令第六八号）
	この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。
	附 則（昭和三〇年七月一一日政令第一一二号）
	この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和三〇年七月三〇日政令第一四二号）
	この政令中、陸上自衛隊航空学校並びに浜松駐どん地及び明野駐どん地に係る部分は昭和三十年八月一日から、上富良野駐どん地及び俱知安駐どん地に係る部分は同年九月一日から施行する。
	附 則（昭和三〇年九月一日政令第二二八号）
	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三十三条及び第三十五条の改正規定（第二十八条の改正規定にあつては、航空團に係る部分を除く。）、第四章の標題を改める改正規定（これに係る目次の改正規定を含む。）、第五十一条の次に三条を加える改正規定、第六十条の改正規定並びに別表第八を別表第九として別表第七の次に別表第八を加える改正規定は昭和三十年九月二十日から、第四十四条を第四十四条の二とし、同条の前に一条を加える改正規定は昭和三十年十一月一日から、第六条第一項及び第二項並びに第七条の改正規定、第十二条の次に三条を加える改正規定、第十三条及び第二十八条から第三十条までの改正規定（第二十八条の改正規定にあつては、航空團に係る部分に限る。）、第三十条の次に一条を加える改正規定（これに係る目

次の改正規定を含む。)並びに別表第五及び別表第六の改正規定は同年十二月一日から、第十四条、第一百七条及び別表第一の改正規定は昭和三十一年一月二十六日から施行する。

附 則 (昭和三十一年九月一九日政令第二四八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一四日政令第二八一号)

この政令は、昭和三十年十月二十一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月二十一日政令第二八一号)

自衛隊高射学校及び下志津駐どん地に係る部分は同年十二月二十一日から、陸上自衛隊

から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一四日政令第一二九号)

この政令中横浜駐どん地に係る部分は昭和三十一年一月十五日から、海上自衛隊術科学校に係る部分は同年同月十六日から、湯布院駐どん地に係る部分は同年同月二十六日から、海上自衛隊

横須賀地区病院に係る部分は同年三月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年三月二十七日政令第三六六号)

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、昭和三十一年三月二十八日から施行する。

附 則 (昭和三十一年三月三〇日政令第四四号)

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定は、同年同月二十日から施行する。

附 則 (昭和三十一年五月二八日政令第一五八号)

この政令は、昭和三十一年五月三十一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年六月一四日政令第一八〇号)

この政令中、第三十四条及び別表第一の改正規定は昭和三十一年六月十五日から、その他の部分は同年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年八月二二日政令第二六六号)抄

この政令中、第三百四条第一項の改正規定及び附則第二項の規定は公布の日から、その他の部分は昭和三十一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年八月三〇日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定中立川基地に係る部分は昭和三十一年十一月一日から、第三十五条の改正規定及び別表第八の改正規定中奈良基地に係る部分は同年同月十六日から、第四十三条第三項及び別表第二の改正規定は昭和三十二年二月二十一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一五日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定中立川基地に係る部分は昭和三十一年十一月一日から、第三十五条の改正規定及び別表第八の改正規定中奈良基地に係る部分は同年同月十五日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月二三日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定中立川基地に係る部分は昭和三十一年十一月一日から、第三十五条の改正規定及び別表第八の改正規定中奈良基地に係る部分は同年同月十五日から施行する。

附 則 (昭和三十一年五月一五日政令第一七三号)

この政令は、昭和三十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年七月二八日政令第一六四号)

この政令は、昭和三十四年八月十三日から施行する。

附 則 (昭和三四年五月二二日政令第一六八号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第百十一条第四項の改正規定並びに別表第七の改正規定中鹿追駐どん地、大湊駐どん地及び相馬原駐どん地に係る部分は公布の日から、第三十三条の表の改正規定並びに別表第八の改正規定中陸上自衛隊幹部学校に係る部分、第三十四条の表の改正規定、第三十五条の表の改正規定並びに別表第八の改正規定中小平基地及び市ヶ谷基地に係る部分は昭和三十四年十二月二十五日から、第四十八条第二項の表の改正規定並びに別表第七の改正規定中越中島駐どん地及び芝浦駐どん地に係る部分は昭和三十五年一月二十五日から、別表第七の改正規定中竹橋駐どん地に係る部分は同年二月十日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一〇日政令第九六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年七月二九日政令第二〇九号)

この政令は、昭和三十二年八月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中小月駐どん地に係る部分は同年八月二十日から、別表第七の改正規定中芝浦駐どん地、信太山駐どん地、針尾駐どん地及び玖珠駐どん地に係る部分並びに別表第八の改正規定中千歳基地に係る部分は同年九月二日から、別表第七の改正規定中竹橋駐どん地、三軒屋駐どん地及び水島駐どん地に係る部分は同年九月十日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一〇日政令第九六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年七月二九日政令第二〇九号)

この政令は、昭和三十二年八月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中小月駐どん地に係る部分は同年八月二十日から、別表第七の改正規定中芝浦駐どん地、信太山駐どん地、針

尾駐どん地及び玖珠駐どん地に係る部分並びに別表第八の改正規定中千歳基地に係る部分は同年九月二日から、別表第七の改正規定中竹橋駐どん地、三軒屋駐どん地及び水島駐どん地に係る部分は同年九月十日から施行する。

附 則 (昭和三二年九月三〇日政令第一九六号)

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定は、同年十月十五日から施行する。

附 則 (昭和三二年一月三〇日政令第三二七号)

この政令中、新田原基地に係る部分は昭和三十二年十二月一日から、鹿追駐どん地及び霞目駐

どん地に係る部分は同年同月十日から、別府駐どん地に係る部分は同年同月十六日から施行する。

附 則 (昭和三二年一月二六日政令第三四八号)

この政令は、昭和三十三年一月十日から施行する。

附 則 (昭和三二年三月二二日政令第三四四号)

この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中、南仙台駐

どん地に係る部分は昭和三十三年三月二十五日から、北仙台駐どん地に係る部分は同年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月二三日政令第一三七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月三日政令第一六六号)

この政令は、昭和三十三年六月二十六日から施行する。

附 則 (昭和三二年七月三日政令第一三七号)

この政令は、昭和三十三年七月三日から施行する。

附 則 (昭和三二年九月二七日政令第二七六号)

この政令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年九月二七日政令第二七六号)

この政令は、昭和三十三年九月二七日から施行する。

附 則 (昭和三二年九月二七日政令第二七六号)

この政令は、昭和三十三年九月二七日から施行する。

附 則 (昭和三二年三月二〇日政令第三五号)

この政令中、別表第八の改正規定は公布の日から、その他の部分は昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年三月二〇日政令第三五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月二二日政令第一六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和三十五年八月十二日から施行する。

附 則（昭和三五年一〇月一八日政令第二七二号）抄

1 この政令は、火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百四十号）の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。

附 則（昭和三五年一月二十五日政令第二八八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年一月三〇日政令第三〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定は昭和三十六年一月一日から、第三十五条の改正規定は同年三月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一月三〇日政令第一五号）

この政令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一一日政令第一八八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一五日政令第二〇六号）抄

1 この政令中、第三十三条を（第三十三条の二とし、第三章第一節中同条の前に一条を加える改正規定及び別表第七の改正規定（古河駐どん地に係る部分に限る。）は昭和三十六年八月十七日から、第十五条及び第十五条の二の改正規定、第十六条の次に四条を加える改正規定、第十八条の次に二条を加える改正規定、第二十条の次に四条を加える改正規定、第二十二条の次に四条を加える改正規定並びに附則第二項の規定は同年九月一日から、第六条、第七条及び第十条から第十二条までの改正規定、第十二条の二から第十二条の四までを削る改正規定、第十三条、第三十八条及び第四十三条の改正規定、第四十五条を改め、同条の次に一条を加える改正規定、別表第二の改正規定並びに附則第三項及び附則第四項の規定は昭和三十七年一月十八日から、他の部分は公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一五日政令第二〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年六月三〇日政令第二七五号）

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は同年八月十五日から、第十六条の四の改正規定は同年九月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二一日政令第三六四号）

この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政府の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和三七年一〇月二〇日政令第四一〇号）

この政令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。ただし、第一百二十一條第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条第二項の改正規定は、昭和三十七年十二月二十日から施行する。

附 則（昭和三八年三月一九日政令第六六号）

この政令中別表第七の改正規定（朝霞駐どん地及び立川駐どん地の項を改める部分を除く。）は公布の日から、第三十三条第二項、第三十三条の二及び第三十九条の改正規定並びに別表第七の改正規定（朝霞駐どん地及び立川駐どん地の項を改める部分に限る。）は昭和三十八年三月三十日から、別表第九の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（昭和三八年七月一五日政令第二五四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条の二の改正規定は、昭和三十八年八月十五日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三一日政令第六二号）

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年七月九日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定及び別表第八の改正規定中岩国基地に係る部分は同年十二月一日から施行する。

附 則（昭和三九年一二月二八日政令第三七五号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の二の改正規定及び第十八条の五を第十八条の七とし、第十八条の四を第十八条の六とし、第十八条の三の次に二条を加える改正規定は昭和四十年二月一日から、第二十二条の二の改正規定は同年三月二十五日から、別表第七の改正規定は同年三月三十一日からそれぞれ施行する。

附 則（昭和四〇年四月一五日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年一二月二七日政令第三八一号）

この政令は、昭和四十一年二月二十一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中自達原駐どん地に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月二五日政令第二六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年三月一一日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中春日井駐どん地に係る部分は、昭和四十二年三月十日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二八日政令第二〇七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年九月三〇日政令第三一三号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条の七、第三十条の四、第三十一条及び第四十三条の三の表の改正規定は同月二十五日から、別表第八の改正規定は同年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四三年三月一六日政令第三七号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中弘前駐どん地及び木更津駐どん地に係る部分は昭和四十三年三月二十五日から、別表第三の改正規定は同月三十日から施行する。

附 則（昭和四三年九月二四日政令第二八四号）

この政令は、昭和四十三年六月二十六日から施行する。

この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四四年三月一一日政令第二〇号）

この政令は、昭和四十四年三月十五日から施行する。ただし、第三十五条の表の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附 則（昭和四年四月一日政令第五四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年七月二九日政令第二〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一日政令第四八号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一七日政令第七一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年九月二八日政令第二七五号）

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四六年一月二十五日政令第四号）抄

この政令は、昭和四六年三月一日から施行する。ただし、第十六条の三及び第十七条の改正規定は、同年二月一日から施行する。

附 則（昭和四六年四月一日政令第一〇〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年七月二〇日政令第二四七号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の二の表の改正規定は、昭和四十六年七月二十四日から施行する。

附 則（昭和四七年一月二七日政令第八号）

この政令は、昭和四十七年二月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一二日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十八条第二項の表の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第四の改正規定は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四七年一〇月六日政令第三七四号）

この政令は、昭和四十七年十月十一日から施行する。

附 則（昭和四八年三月一九日政令第二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年五月二日政令第一二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年八月二三日政令第二三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一月一六日政令第三一一号）抄

この政令は、昭和四十九年一月二十一日から施行する。

附 則（昭和四九年四月一一日政令第一一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条の二の改正規定は、昭和四十九年五月十六日から施行する。

2 この政令による改正後の第百二十条の五の規定は、昭和四十九年四月分以後の学資金について適用する。

附 則（昭和四九年九月一八日政令第三三六号）

この政令は、昭和四十九年九月三十日から施行する。

附 則（昭和四九年一月六日政令第三八一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年二月一二日政令第一六号）

この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月一一日政令第八八号）

この政令による改正後の第百二十条の五の規定は、昭和五十年四月分以後の学資金について適用する。

附 則（昭和五〇年九月二六日政令第二七六号）

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年一月二二日政令第三三八号）

この政令は、昭和五十年十一月十六日から施行する。

附 則（昭和五一年一二月二七日政令第三八一号）

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附 則（昭和五一年四月一一日政令第六二号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第百二十六条の五第一項第一号の改正規定は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二十日政令第三二四号）

この政令の施行前から引き続き防衛大学校において教育訓練を受けている外国人に係る授業料の額は、改正後の第百二十六条の五第一項第二号の規定にかかわらず、改正前の第百二十六条の五第一項第二号に定める額とする。

附 則（昭和五一年一二月一三日政令第三二四号）

昭和五十一年度から新たに防衛大学校において教育訓練を受けることとなる外国人に係る同年度の授業料の額は、改正後の第百二十六条の五第一項第二号の規定にかかわらず、六万六千円とする。

附 則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇四号）

この政令は、昭和五十一年八月二十日から施行する。ただし、第四十条の表及び第四十三条の二の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年一二月一三日政令第三二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年一月三日政令第二号）抄

この政令は、昭和五十二年八月三十日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、同年三月二十五日から施行する。

附 則（昭和五三年三月三〇日政令第五五号）

この政令は、昭和五十三年三月三十一日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一日政令第一一〇号）

この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

第五十九条の十一 第二号及び 第五十九条の十二 第一項	定年退職	改正法附則第三条の規定による退職
第五十九条の十二 第二項	定年退職日 定年に達した日	

(施行期日) 第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

附 則 （昭和六〇年二月八日政令第一二号）抄

この政令は、昭和六十年三月二十五日から施行する。

(施行期日) 附 則 （昭和六〇年四月六日政令第八四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二八日政令第一九九号）

この政令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

附 則 （昭和六〇年八月一日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二八日政令第七七号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、昭和六十一年三月十九日から施行する。

附 則 （昭和六一年四月五日政令第一〇〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年八月一日政令第二七二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年一二月一九日政令第三七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年三月二〇日政令第五四号）抄

(施行期日) 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年五月二一日政令第一四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年六月一一日政令第二一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年六月一一日政令第三八一號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年八月一日政令第二六七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年八月一日政令第二二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年八月一日政令第三八一號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年三月二三日政令第四二号）

この政令は、昭和六十三年三月二十五日から施行する。

附 則 （昭和六三年四月八日政令第九九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年八月一日政令第二三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年二月一日政令第一一號）

この政令は、平成元年三月十六日から施行する。

附 則 （平成元年二月一日政令第一一號）

この政令は、平成元年三月十六日から施行する。

附 則 （平成五年四月一日政令第一〇一號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第百二十条の五の規定は、平成五年四月分以後の学資金について適用する。

附 則 （平成五年六月三十日政令第二二一號）

この政令は、公布の日から施行する。

2 1 附 則 （平成元年三月二七日政令第六五号）
この政令は、平成元年四月一日から施行する。
この政令の施行前から引き続き防衛研究所において教育訓練を受けている者に係る授業料の額は、なお従前の例による。

附 則 （平成元年五月二九日政令第一三一號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年九月二九日政令第二八三號）

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 （平成二年三月六日政令第二七号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二年七月一〇日政令第二一四号）

この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成二年八月一日政令第二二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年九月二八日政令第二一八六号）

この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 （平成二年九月二八日政令第二九〇号）抄

(施行期日) 第一条 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二年八月一日政令第二三七号）

この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 （平成二年九月二八日政令第二一九〇号）

この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 （平成二年九月二八日政令第二九〇号）

この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年十月一日）から施行する。

附 則 （平成三年四月一二日政令第一一三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第百二十条の五の規定は、平成三年四月分以後の学資金について適用する。

附 則 （平成三年八月一日政令第二五九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年二月七日政令第二二二号）

この政令は、平成四年二月十五日から施行する。

附 則 （平成四年四月一〇日政令第一一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年七月三一 日政令第二六〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年九月一八日政令第三〇九号）

この政令は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 （平成五年三月一七日政令第三八号）

この政令は、平成五年三月二十二日から施行する。

附 則 （平成五年四月一日政令第一〇一號）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第百二十条の五の規定は、平成五年四月分以後の学資金について適用する。

附 則 （平成五年六月三十日政令第二二一號）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年七月三〇日政令第一六五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年八月一五日政令第二七六号)

この政令は、平成五年九月一日から施行する。

附 則 (平成五年九月二九日政令第三一六号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年八月一八日政令第二五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月一八日政令第三一四号)

この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一九日政令第一〇四号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日政令第五六号)

この政令は、平成七年三月二十八日から施行する。ただし、第三十三条の二の表及び別表第七の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年八月一日政令第三〇五号)

この政令は、平成七年三月二十八日から施行する。ただし、第三十三条の二の表及び別表第七の改正規定は、改正後の第百二十六条の五第一項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則 (平成七年九月二二日政令第三三七号)

この政令は、平成七年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月二五日政令第三六二号)

この政令は、平成七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成七年一一月二八日政令第四三九号)

この政令は、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律の施行の日（平成八年一月一日）から施行する。

附 則 (平成八年八月一日政令第二三六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五一号)

この政令は、平成八年十月一日から施行する。ただし、第四十八条第二項の表の改正規定は、平成八年九月一日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月九日政令第二九八号)

この政令は、自衛隊法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十六号）の施行の日（平成八年十月二十二日）から施行する。

附 則 (平成九年一月八日政令第二二号)

この政令は、平成九年一月二十一日から施行する。

附 則 (平成九年二月二八日政令第二四号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。この政令の施行前から引き続き防衛研究所において教育訓練を受けている者に係る授業料の額は、改正後の第百二十六条の五第一項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日政令第一一二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第百二十条の五の規定は、平成九年四月分以後の学資金について適用する。

附 則 (平成九年八月一日政令第二五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年八月二九日政令第二六六号)

この政令は、平成九年九月一日から施行する。

附 則 (平成九年一月二七日政令第三三七号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年三月二十六日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第四十八条の四の表位置の欄の改正規定及び同令別表第八の改正規定は、平成九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一四日政令第一六四号) 抄

（施行期日）

この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月三一日政令第二七〇号)

この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日政令第三一一号)

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月一一日政令第三六六号)

この政令は、平成十一年十二月八日から施行する。

附 則 (平成一一一年二月二六日政令第三〇号)

この政令は、平成十一年三月二十九日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二百二十六条の五第一項第一号及び第二号の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一一年三月三一日政令第八六号)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一一年七月三〇日政令第二四四号)

この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成一一一年九月二九日政令第二八五号)

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一一年一月二二日政令第三五九号) 抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二七号)

この政令は、平成十二年三月十三日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一〇四号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一七四号) 抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月五日政令第一九六号)

この政令は、原子力災害対策特別措置法の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行す

る。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二六号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二年六月二三日政令第三四三号)

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二三日政令第三四五号)

(施行期日) この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

第一 条 この政令は、平成二年六月三〇日政令第三六四号)

附 則 (平成二年六月三〇日政令第三六四号)

(施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令別表第十の改正規定は、公布の日から施行する。

第一 条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令別表第十の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年七月一九日政令第三八八号)

(施行期日) この政令は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

第一 条 この政令は、平成二年八月三〇日政令第四一四号)

附 則 (平成二年八月一八日政令第四〇八号)

(施行期日) この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十二年九月一日)から施行する。

第一 条 この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十二年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一月一五日政令第四七四号)

(施行期日) この政令は、平成十三年三月一日から施行する。

第一 条 この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十二年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第四九二号)

(施行期日) この政令は、法の一部の施行の日(平成十二年十一月一日)から施行する。

第一 条 この政令は、法の一部の施行の日(平成十二年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二年二月八日政令第五〇六号)

(施行期日) この政令は、国立教育会館の解散に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

第一 条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月二七日政令第五三八号)

(施行期日) この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二年一月三一日政令第二一号)

(施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

第一 条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月七日政令第二六号)

(施行期日) この政令は、平成十三年三月二十七日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二百二十六条の五第一項及び別表第十の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

第一 条 この政令は、平成十三年三月二十七日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二百二十六条の五第一項及び別表第十の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日政令第一三〇号)

(施行期日) この政令中第百二十条の五の改正規定は平成十三年四月一日から、その他の改正規定は同年五月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日政令第一九六号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月八日政令第一九六号)

(施行期日) この政令は、航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年八月一五日政令第二七六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二日政令第三四三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月七日政令第三四六号)

(施行期日) この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年一月二八日政令第四四三号)

(施行期日) この政令は、平成十四年三月二十七日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第二百二十六条の十二に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月一三日政令第四七号)

(施行期日) この政令は、平成十四年三月二十二日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第五十六条第三号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年四月一一日政令第一一四号)

(施行期日等) この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二四年八月三〇日政令第二八四号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月七日政令第二一〇〇号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行し、第二条による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六条の九の規定は、平成十四年四月分以後の給付金について適用する。

附 則 (平成二四年八月三〇日政令第二一〇〇号)

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一〇月一七日政令第三一一号)

(施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一月一八日政令第三八六号)

(施行期日) この政令は、自衛隊法の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百十五号)の一部の施行の日(平成十四年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年一月一八日政令第三八五号)

(施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一九日政令第五七号)

(施行期日) この政令は、平成十五年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一九日政令第五七号)

(施行期日) この政令は、平成十五年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一九日政令第五七号)

(施行期日) この政令は、平成十五年三月二十七日から引き続き防衛研究所又は防衛大学校において教育訓練を受けている者に係る授業料の額は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六条の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月三〇日政令第一三〇号)

(施行期日) 平成十五年四月一日前から引き続き防衛研究所又は防衛大学校において教育訓練を受けている者に係る授業料の額は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六条の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月二四日政令第六四号)

(施行期日) 平成十五年四月一日前から引き続き防衛研究所又は防衛大学校において教育訓練を受けている者に係る授業料の額は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第二百二十六条の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月二八日政令第九三号)

(施行期日) この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月二八日政令第九三号)

(施行期日) この政令は、航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年十月一日)から施行する。

2 (経過措置) 第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第八十三条第二項の規定は、この政令の施行の日前に施行された裁決又は決定（自衛隊法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定をいう。以下この項において同じ。）についても適用する。ただし、この政令の施行の日前に第二条の規定による改正前の自衛隊法施行令第八十三条第二項に規定する期間が満了した裁決又は決定については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日前から引き続き防衛研究所又は防衛大学校において教育訓練を受けている者に係る授業料の額は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第百二十六条の五第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年六月二十四日政令第二二四号) 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日政令第二六六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一七日政令第二一八八号)
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第七古河駐屯地の項の改正規定 平成十七年九月十二日
二 別表第四の改正規定及び別表第七湯布院駐屯地の項の改正規定 平成十七年十月一日
三 第三十三条の二の表の改正規定及び別表第七明野駐屯地の項の改正規定 平成十七年十一月一日

四 別表第七国分駐屯地の項の改正規定 平成十七年十一月七日
五 別表第七久居駐屯地の項の改正規定 平成十八年一月一日
六 別表第八の改正規定 平成十八年一月十日
七 别表第七新町駐屯地の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

附 則 (平成一八年三月一七日政令第四一号) 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中自衛隊法施行令第三十九条の表陸上自衛隊九州補給処の項並びに別表第七高知駐屯地の項及び目達原駐屯地の項の改正規定 公布の日
二 第二条中自衛隊法施行令別表第七静内駐屯地の項の改正規定 平成十八年三月三十一日

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一四二号) 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月三日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第百二十六条の三及び別表第十の改正規定、第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則に二項を加える改正規定並びに同令別表第二航空方面隊司令部の項及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二六日政令第二四三号) 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月三日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第百二十六条の三及び別表第十の改正規定、第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則に二項を加える改正規定並びに同令別表第二航空方面隊司令部の項及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二六日政令第二四三号) 抄
（施行期日）

1 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年七月三十一日）から施行する。

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七六号)
この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年七月三十一日）から施行する。

附 則 (平成一九年八月一〇日政令第二二七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一四日政令第二八七号) 抄
（施行期日）

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二八〇号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一五日政令第二九六号)
この政令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月二十日）から施行する。

附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五一号)
（償還金の金額の算定方法に関する経過措置）

附 則 (平成一九年四月一一日政令第一三〇号) 抄
（施行期日）

この政令は、平成十九年三月二十八日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五一号)
（委任規定）

第一条 この政令は、法の施行前に定めるものほか、この政令の施行に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則 (平成一九年七月二〇日政令第二一八号) 抄
（施行期日）

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
（施行期日）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十九年八月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
（施行期日）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十九年八月二十九日）から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
（施行期日）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年九月一四日政令第二八七号) 抄
（施行期日）

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二日政令第三六三号) 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年十二月二十六日) から施行する。

附 則 (平成一九年三月一九日政令第五五号)

この政令は、平成二十年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二一日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二五日政令第二三七号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月二七日政令第二六一号)

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第七三号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月二七日政令第二六一号)

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月一二日政令第一五五号) 抄

(施行期日)
この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十一年六月二十二日) から施行する。

附 則 (平成二一年七月一七日政令第一八六号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年六月一二日政令第一五五号) 抄

1 この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成二一年七月二四日政令第一八九号)

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十一年八月一日) から施行する。

附 則 (平成二一年八月一八日政令第二三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年八月一八日政令第二三五号)

この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日 (平成二十一年九月二十八日) から施行する。

附 則 (平成二一年一月二〇日政令第二六五号)

(施行期日)
この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十一年三月二十六日) から施行する。ただし、第一条の規定、第一条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定 (防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。) 及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二八日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)
陸上自衛隊高等工科学校は、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第三十三条の二の表二条に規定する教育訓練として、施設器材、通信器材、火器、航空機等の整備、操作その他の技術関係の職務を遂行するに必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

附 則 (平成二一年一月二五日政令第一八九号)

(施行期日)
この政令は、法の施行の日 (平成二十二年一月一日) から施行する。

附 則 (平成二二年二月三日政令第六号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法施行令別表第十の改正規定は、公布の日から、第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第一〇の表、別表第一の二〇の表及び別表第七の改正規定、第七条の規定並びに次項の規定は同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二五日政令第一八九号)

(施行期日)
この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二三年四月二〇日政令第一〇四号)

(施行期日)
この政令は、平成二十三年四月二十一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二九日政令第一八九号)

(施行期日)
この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月一〇日政令第二五六号)

(施行期日)
この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一二日政令第三八号)

(施行期日)
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中自衛隊法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十九年七月一日）から施行する。

附 則（平成二九年八月一四日政令第二二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一一月一〇日政令第二七五号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二九年一二月二二日政令第三三〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の自衛隊法施行令（以下この条において「新令」という。）第八十条の二十三（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第八十七条の二十六（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る。）、第八十七条の三十一（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限る。）、第八十七条の三十三（第一号ニからヘまで並びに第二号ニ及びホに係る部分に限る。）及び第八十七条の三十四（第一号ハからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出について適用し、施行日前にされたこれらの規定による届出については、なお従前の例による。

二 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日（二）とあるのは、「早い日（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

一 施行日前における隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。次号において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した隊員 新令第八十七条の二十三第四号

二 施行日前における隊員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した自衛隊法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員（臨時に任用された隊員及び条件付採用期間中の隊員を除く。第四項において「管理職隊員」という。）であつた者 新令第八十七条の二十六第四号

三 施行日前に防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に隊員となつた後に行われたものに限る。次項において「防衛大臣等以外の援助」という。）を受けた隊員に対する新令第八十七条の二十六及び第八十七条の三十一の規定の適用については、同条第十四条中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十号）の施行の日以後に」とする。

四 施行日前に防衛大臣等以外の援助を受けた管理職隊員であつた者に対する新令第八十七条の二十六及び第八十七条の三十一の規定の適用については、新令第八十七条の二十六第十三号及び第八十七条の三十一第十三号中「防衛大臣等以外の援助を」とあるのは、「防衛大臣等以外の援助（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百二十号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。

附 則（平成三〇年二月九日政令第三三号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二七日政令第一八八号）

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則（平成三〇年八月三一日政令第二五〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二一日政令第二六五号）抄

（施行期日）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年九月二七日政令第三〇号）

この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月二七日政令第二七六号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十七号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一二月二八日政令第三五九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年二月二七日政令第三〇号）

この政令は、平成三十一年三月二十六日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日政令第二八六号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年六月二二日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月一四日政令第七四号）

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

附 則（平成元年八月三〇日政令第二八四号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二二日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年八月一四日政令第七四号）

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

附 則（令和元年八月三〇日政令第二八四号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月二七日政令第二七七号）抄

（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一二月二七日政令第二七七号）抄

この政令は、令和元年十二月二十一日から施行する。

附 則（令和元年一二月二七日政令第二八〇号）抄

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和元年一二月二七日政令第二八三号）抄

（施行期日）

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和元年一二月二八日政令第一九二号）

この政令は、令和元年十二月三十一日から施行する。

附 則（令和二年三月六日政令第三八号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十九号）の施行の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日政令第二八三号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年八月一八日政令第二五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日政令第二九四号)

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月一七日政令第一五号)

この政令は、令和二年十一月三十一日から施行する。

附 則 (令和三年一月一六日政令第三五三号)

この政令は、令和二年十二月三十一日から施行する。

附 則 (令和三年三月一四日政令第六七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第八一号) 抄
(施行期日)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日政令第一八九号) 抄
(施行期日)

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年八月一五日政令第二四〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月一一日政令第五七号)

この政令は、令和四年三月十七日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日政令第一九九号)

この政令は、令和四年六月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一六日政令第二一八号)

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附 則 (令和四年六月二四日政令第二三八号) 抄
(施行期日)

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

附 則 (令和四年八月三一日政令第二九一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一一月三〇日政令第三六六号)

この政令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月五日）から施行する。

附 則 (令和五年二月一日政令第二五五号)
(施行期日)

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(令和三年国公法等改正法附則第八条の経過措置に関する事項)

第二条 国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「令和三年国公法等改正法」という。）附則第八条第二項に規定する政令で定める短時間勤務の官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が

基準日（令和三年国公法等改正法附則第三条第二項に規定する基準日をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（令和三年国公法等改正法附則第八条第二項に規定する新自衛隊法定年相当年齢をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（当該官職に係る新自衛隊法定年相当年齢が令和三年国公法等改正法第八条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条及び附則第五条において「新自衛隊法」という。）第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。次項及び第三項において「特定新設短時間勤務の官職等」という。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の官職

二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された短時間勤務の官職

三 令和三年国公法等改正法附則第八条第二項に規定する政令で定める者、当該特定新設短時間勤務官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特定新設短時間勤務官職等に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者とする。

四 令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日（令和三年国公法等改正法附則第三条第九項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年（令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する新自衛隊法定年をいう。以下この項、次項及び附則第五条において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和三年国公法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（以下「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項に規定する定年に満たない年齢）を超える官職（当該官職に係る定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。次項において「特定新設官職等」という。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された官職

二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職

三 令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める隊員は、当該特定新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特定新設官職等に係る新自衛隊法定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年に満たない年齢）に達している隊員とする。

四 令和三年国公法等改正法附則第八条第八項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職に係る定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年に満たない年齢（以下「新令」という。）第五十九条の十八第二項ただし書の規定は、令和三年国公法等改正法附則第八条第八項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

五 新令第五十九条の十六、第五十九条の十七、第五十九条の十八第二項、第五十九条の十九及び第五十九条の二十の規定は、令和三年国公法等改正法附則第八条第六項の規定による勤務について準用する。

六 (令和三年国公法等改正法附則第九条の経過措置に関する事項)

七 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 令和三年国公法等改正法の施行の日（以下この条及び次条において「令和三年国公法等改正法施行日」という。）以後に新たに設置された官職

二 令和三年国公法等改正法施行日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職

- | | |
|----|--|
| 3 | 令和三年国公法等改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる官職が令和三年国公法等改正法附則第九条第一項又は第六号において同じ。)は、暫定再任用(令和三年国公法等改正法附則第九条第一項及び第二項に規定することをいう。以下この条において同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。 |
| 4 | 任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。第六号において同じ。)は、暫定再任用(令和三年国公法等改正法附則第九条第一項又は第六号において同じ。)は、暫定再任用(令和三年国公法等改正法附則第九条第一項及び第二項に規定することをいう。以下この条において同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。 |
| 5 | 任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。第六号において同じ。)は、暫定再任用(令和三年国公法等改正法附則第九条第一項又は第六号において同じ。)は、暫定再任用(令和三年国公法等改正法附則第九条第一項及び第二項に規定することをいう。以下この条において同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。 |
| 6 | 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項 |
| 7 | 六 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項 |
| 8 | 三 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、国家公務員法暫定再任用をされたことがある者(イに掲げる者を除く。)
四 令和三年国公法等改正法附則第四条第一号から第三号までに掲げる者
五 令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第四号に掲げる者であつて、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法附則第九条第二項第五号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 |
| 9 | 一 令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第一号から第三号までに掲げる者
二 令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第四号に掲げる者であつて、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法附則第九条第二項第五号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 |
| 10 | 一 令和三年国公法等改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の官職
二 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。
三 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 |
| 11 | 一 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる官職(以下この項において「新設短時間勤務官職等」という。)が令和三年国公法等改正法施行日の前に設置され、かつ、当該新設短時間勤務官職等を占める隊員が當時勤務を要する官職でその職務が当該新設短時間勤務官職等と同種のものを占めているものとして旧自衛隊法第四十四条の二第三項の規定を適用した場合の当該當時勤務を要する官職に係る年齢とする。 |
| 12 | 二 令和三年国公法等改正法附則第十条第一項又は第二項の規定による採用について、前条第九項の規定は同法附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された者の任期について、それぞれ準用する。 |
| 13 | 三 前条第三項及び第四項の規定は令和三年国公法等改正法附則第十条第一項又は第二項の規定による採用について、前条第九項の規定は同法附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された者の任期について、それぞれ準用する。 |
| 14 | 四 第五条 令和三年国公法等改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める官職は、附則第三条第一項各号に掲げる官職とする。 |
| 15 | 五 第五条 令和三年国公法等改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める年齢は、附則第三条第二項に規定する年齢とする。 |
| 16 | 六 令和三年国公法等改正法附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第十四条の二第三項に規定する政令で定める官職は、前条第一項各号に掲げる官職とする。 |
| 17 | 七 令和三年国公法等改正法附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第十四条の二第三項に規定する政令で定める年齢は、前条第二項に規定する年齢とする。 |
| 18 | 八 令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日(令和三年国公法等改正法附則第六条第六項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職(次項及び第七項において「特別新設官職等」という。)とする。 |
| 19 | 九 一 基準日以後に新たに設置された官職(短時間勤務の官職を含む。)
二 基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職(短時間勤務の官職を含む。) |

- 6 令和三年国公法等改正法附則第十一一条第六項に規定する政令で定める者は、当該特別新設官職等が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該特別新設官職等に係る新自衛隊法定年に達している隊員とする。

（令和三年国公法等改正法附則第四条第一項等の規定により採用された者の防衛大臣への事後の再就職の届出に関する特例）

第六条 管理職隊員であった者（自衛隊法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員であった者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）が、令和三年国公法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により一般職に属する職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。次条第二項において同じ。）として採用された場合又は令和三年国公法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定により隊員として採用された場合においては、当該管理職隊員であつた者に対する新令第八十七条の三十第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の二第二項若しくは」とあるのは「第六十条の二第一項若しくは国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この号において「令和三年国公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項若しくは第二項若しくは法」と、「第六十条の二第二項」とあるのは「第六十条の二第一項若しくは令和二年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

（この政令による自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この政令の施行日の前日までの間に、旧自衛隊法第四十一条第一項に規定する期間を勤務していない者の採用に付された条件については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前に、管理職隊員であった者が、旧自衛隊法第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により隊員として採用された場合又は令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十八条の四第一項若しくは第八十八条の五第一項の規定により一般職に属する職員として採用された場合における防衛大臣への事後の再就職の届出については、なお従前の例による。

1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則 （令和五年八月三〇日政令第二一六八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年九月二七日政令第二一八八号）
この政令は、令和五年九月三十日から施行する。

（施行期日）
附 則 （令和五年一二月一七日政令第三七九号）抄

1 この政令は、令和五年三月一〇日政令第四八八号）
この政令は、令和五年三月十六日から施行する。

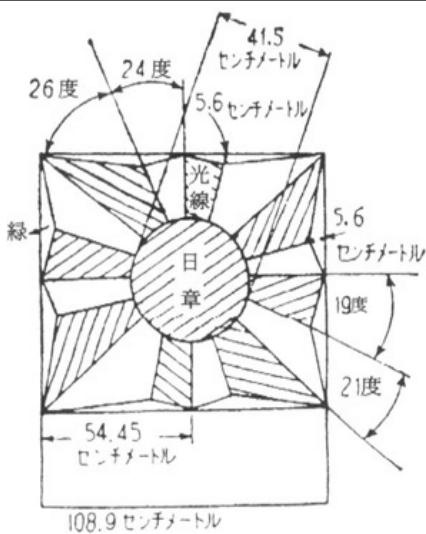
附 則 （令和五年六月三〇日政令第二二一八号）抄

（施行期日）
附 則 （令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附 則 （令和六年二月一一日政令第五三三号）
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則 （令和六年三月一五日政令第五三三号）
この政令は、令和六年三月二十一日から施行する。



附 則（令和六年三月一五日政令第六二号）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第九五号）
（施行期日）
1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

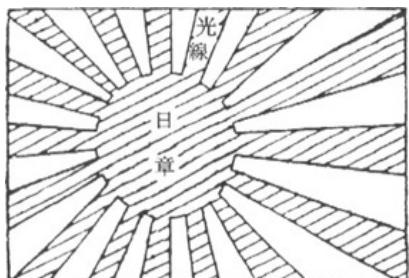
附 則（令和六年四月二四日政令第一七四号）
この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日政令第一八七号）
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
(貸与を行わない期間に関する経過措置)
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の第二百二十条の八第一項の規定により学資金の貸与が行われていない貸費学生の当該貸与を行わない期間については、なお従前の例による。

別表第一（第一条の二関係）

日章	直径	縦の二分の一
光線	中心	旗の中心から左辺に縦の六分の一偏すること
幅	日章の中心から十一度四分の一に開いた広さ	
間隔	日章の中心から十一度四分の一に開いた広さ	

地	麻又はナイロン
色彩	白色
日章	日章及び光線
寸法の割合	横 縦の一倍半
縦	紅
直径	白
縦の	白



別表第四 (第二十七条関係)		部隊	下関基地隊	佐世保地方隊	下関基地隊本部	下関市
名称	名寄駐屯地	遠軽駐屯地	留萌駐屯地	旭川駐屯地	滝川駐屯地	沖縄基地隊
別表第五及び別表第六 削除	別表第七 (第五十条関係)	位置	備考 警備区域のうち、陸地上に属する部分は、海上自衛隊の行動に必要な限度において、それぞれ 警備区域の区域であるものとする。	府及びこれらの県の沿岸海域	県の沿岸海域	北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から二百七十度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域
舞鶴	舞鶴	舞鶴	舞鶴	舞鶴	舞鶴	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（沖の鳥島を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域並びに青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線と三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島を除く。）及びこれらの県の沿岸海域
方隊	方隊	方隊	方隊	方隊	方隊	東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府、兵庫県（豊岡市及び美方郡を除く。）、奈良県、和歌山県、岡山县、広島県、山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡に限る。）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の区域並びに三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線及び宇部市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線と宮崎県と鹿児島県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府及びこれらの県の沿岸海域
保地	保地	保地	保地	保地	保地	秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県（豊岡市及び美方郡に限る。）、鳥取県及び島根県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から二百七十度に引いた線と島根県と山口県の境界線が海岸線と交わる点から三百十五度に引いた線及び宇部市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点とを結んだ線と宮崎県と鹿児島県の境界線が海岸線と交わる点から三百十五度に引いた線との間にある京都府及びこれらの県の沿岸海域
区	区	区	区	区	区	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（沖の鳥島を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域並びに青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線と三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島を除く。）及びこれらの県の沿岸海域
警備	警備	警備	警備	警備	警備	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（沖の鳥島を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域並びに青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線と三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島を除く。）及びこれらの県の沿岸海域
隊	隊	隊	隊	隊	隊	北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から二百七十度に引いた線と青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域

名称 別表第八（第五十一条の二関係）	所在地	千僧駐屯地	青野原駐屯地	三沢基地
		米子駐屯地	姫路駐屯地	小野市
出雲駐屯地	日本原駐屯地	和歌山駐屯地	和歌山駐屯地	姫路市
		岡山駐屯地	岡山県勝田郡奈義町	伊丹市
山口駐屯地	三軒屋駐屯地	岡山市	岡山市	小野市
		海田市駐屯地	広島県安芸郡海田町	三沢市
松山駐屯地	山口市	山口市	米子市	東松島市
		松山市	岡山市	小美玉市
高知駐屯地	徳島駐屯地	高知市	高知市	熊谷市
		福岡駐屯地	福岡市	十条基地
善通寺駐屯地	山口市	善通寺市	横田基地	百里基地
		春日市	府中基地	松島基地
松山駐屯地	岡山市	松山市	市ヶ谷基地	三沢基地
		香南市	熊谷基地	熊谷基地
飯塚駐屯地	北九州市	飯塚市	浜松基地	百里基地
		春日市	浜松市	百里基地
小倉駐屯地	春日市	春日市	静浜基地	百里基地
		香南市	浜松市	百里基地
飯塚駐屯地	北九州市	飯塚市	浜松基地	百里基地
		春日市	浜松市	百里基地
小郡駐屯地	小郡市	小郡市	浜松基地	百里基地
		久留米市	浜松市	百里基地
久留米駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	久留米市	浜松基地	百里基地
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松市	百里基地
相浦駐屯地	佐世保市	佐世保市	浜松基地	百里基地
		佐世保市	浜松市	百里基地
対馬駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松基地	百里基地
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松市	百里基地
前川原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松基地	百里基地
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松市	百里基地
健軍駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松基地	百里基地
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松市	百里基地
北熊本駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松基地	百里基地
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松市	百里基地
別府駐屯地	大村市	大村市	浜松基地	百里基地
		大村市	浜松市	百里基地
竹松駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松基地	百里基地
		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	浜松市	百里基地
熊本駐屯地	熊本市	熊本市	浜松基地	百里基地
		熊本市	浜松市	百里基地
別府駐屯地	由布市	由布市	浜松基地	百里基地
		由布市	浜松市	百里基地
湯布院駐屯地	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町	浜松基地	百里基地
		大分県玖珠郡玖珠町	浜松市	百里基地
玖珠駐屯地	えびの市	えびの市	浜松基地	百里基地
		えびの市	浜松市	百里基地
えびの駐屯地	えびの市	えびの市	浜松基地	百里基地
		えびの市	浜松市	百里基地
都城駐屯地	都城市	都城市	浜松基地	百里基地
		都城市	浜松市	百里基地
川内駐屯地	薩摩川内市	薩摩川内市	浜松基地	百里基地
		薩摩川内市	浜松市	百里基地
那霸駐屯地	那霸市	那霸市	浜松基地	百里基地
		那霸市	浜松市	百里基地
奄美駐屯地	奄美市	奄美市	浜松基地	百里基地
		奄美市	浜松市	百里基地
宮古島駐屯地	宮古島市	宮古島市	浜松基地	百里基地
		宮古島市	浜松市	百里基地
石垣駐屯地	石垣市	石垣市	浜松基地	百里基地
		石垣市	浜松市	百里基地
与那国駐屯地	与那国町	与那国町	浜松基地	百里基地
		与那国町	浜松市	百里基地
沖縄県八重山郡与那国町	沖縄県八重山郡与那国町	沖縄県八重山郡与那国町	浜松基地	百里基地

備考	別表第九（第六十一条関係）										
	階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢	
三等空佐	三等陸佐	二等海佐	二等陸佐	一等海佐	空将補	海将補	陸將補	空將	海將	陸將	
三等海佐	三等陸佐	二等海佐	二等陸佐	一等空佐	湯布院駐屯地	玖珠駐屯地	北熊本駐屯地	別府駐屯地	竹松駐屯地	熊本駐屯地	
五十六年	五十六年	五十六年	五十七年	六十一年	由布市	別府市	大村市	別府市	大村市	熊本市	
空曹長	海曹長	陸曹長	准海尉	准陸尉	三等海尉	三等陸尉	二等海尉	二等陸尉	一等空尉	春日基地	
五十六年	五十六年	五十六年	五十六年	五十六年	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	新田原基地	
三等空曹		三等空曹		三等空曹		三等空曹		一等空曹		春日基地	
五十四年		五十四年		五十四年		五十四年		五十六年		芦屋基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府南基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		五十六年		防府北基地	
五十六年		五十六年									

一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海將又は空將である。自衛官の年定員は、年齢六十二歳とする。

三、一定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、年齢とする。

別表第十（第六十條の二関係）

八十五	使用済燃料再処理・廃炉推進機構
八十六	外国人技能実習機構
八十七	株式会社日本貿易保険
八十八	福島国際研究教育機構
八十九	株式会社脱炭素化支援機構
九十	金融経済教育推進機構
九十一	脱炭素成長型経済構造移行推進機構

別表第十一（第二百二十条の十五関係）

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六十八万円
平成二十九年三月	四千三百六万円
平成三十一年三月	四千二百四十五万円
令和二年三月	四千二百七十八万円
令和三年三月	四千三百一万円
令和四年三月	四千三百五万円
令和五年三月	四千三百三十八万円
令和五年三月	四千三百六十三万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十八万円
令和四年三月	九百三十六万円
令和五年三月	九百三十六万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十一年三月	七百十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十八万円
令和四年三月	九百三十六万円
令和五年三月	九百三十六万円